

# 新株式発行並びに株式売届出目論見書の訂正事項分

(平成28年6月 第3回訂正分)

## 株式会社ストライク

平成28年6月14日に届出の効力が生じておりますが、「第一部 証券情報」の記載事項のうち、記載内容の一部を訂正するため、金融商品取引法第7項第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年6月15日に関東財務局長に提出しております。

### ○ 新株式発行並びに株式売届出目論見書の訂正理由

平成28年5月19日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成28年6月3日付及び平成28年6月13日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成28年6月13日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の「第一部 証券情報 第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に関する記載の欄外注記において、金融商品取引業者の引受株数として「61,500株」と記載すべきところ、オーバーアロットメントによる売出株数である「34,100株」と誤って記載しておりました。このため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所のみを記載してあります。なお、訂正箇所には\_\_\_\_\_ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第2 【売出要項】

#### 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

##### (2) 【ブックビルディング方式】

<欄外注記の訂正>

(注) 1. ~2. (省略)

##### 3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 SMBC日興証券株式会社 61,500株

引受人が全株買取引受けを行います。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額(1株につき275.20円)は引受人の手取金となります。

4. ~7. (省略)

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成28年6月 第2回訂正分)

## 株式会社ストライク

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価  
格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年6月13日に関東  
財務局長に提出し、平成28年6月14日にその届出の効力が生じております。

### ○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年5月19日付をもって提出した有価証券届出書及び平成28年6月3日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集166,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し95,600株(引受人の買取引受による売出し61,500株・オーバーアロットメントによる売出し34,100株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成28年6月13日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を**勘案した結果**、SMBC日興証券株式会社が当社株主である荒井邦彦(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式**34,100株**の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を**行います**。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成28年5月19日開催の取締役会において、本募集とは別に、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式34,100株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

## 2 【募集の方法】

平成28年6月13日に決定された引受価額(3,164.80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(3,440円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「243,588,400」を「262,678,400」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「243,588,400」を「262,678,400」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は262,678,400円と決定いたしました。

### (注) 5. の全文削除

## 3 【募集の条件】

### (2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「3,440」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「3,164.80」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「1,582.40」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき3,440」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1. 公募増資等の価格決定に当たりましては、2,940円以上3,440円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、3,440円と決定いたしました。

なお、引受価額は3,164.80円と決定いたしました。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(2,499円)及び平成28年6月13日に決定された発行価格(3,440円)、引受価額(3,164.80円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額であります。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき3,164.80円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

### (注) 8. の全文削除

#### 4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成28年6月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき3,164,80円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき275,20円)の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 上記引受人と平成28年6月13日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「487,176,800」を「525,356,800」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「478,176,800」を「516,356,800」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

##### (注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

##### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額516,356千円及び「1 新規発行株式」の(注)2に記載の本第三者割当増資の手取概算額上限107,541千円については、運転資金として392,848千円(平成29年8月期：158,875千円、平成30年8月期：201,075千円、平成31年8月期：32,898千円)、設備投資資金として81,049千円(平成29年8月期：32,649千円、平成30年8月期：48,400千円)、本社事務所の移転・増床等における設備投資資金に係る金融機関からの借入金の返済資金として、平成29年8月期までに150,000千円を充当する予定であります。

運転資金の内訳としましては、平成29年8月期及び平成30年8月期に事業拡大のためのM&Aコンサルタント等の人材確保を目的とした人材採用費等に充当する方針であります。当社の市場環境のもとでは、今後の採用計画を推進し、M&Aコンサルタント等の人員数を増加させることが業績に直結するものと考えており、安定した収益獲得までに時間を要することから、当該期間に係る人材採用費等として217,848千円(平成29年8月期：61,375千円、平成30年8月期：123,575千円、平成31年8月期：32,898千円)を充当する予定であります。また、事業拡大に伴うセミナー開催、ダイレクトメールの発送、業界団体等へのマーケティング費用等のための運転資金に175,000千円(平成29年8月期：97,500千円、平成30年8月期：77,500千円)を充当する予定であります。

設備投資資金の内訳としましては、平成29年8月期及び平成30年8月期に事業運営の効率性を目的とする営業支援システムの投資に34,249千円(平成29年8月期：9,249千円、平成30年8月期：25,000千円)、M&A専門情報サイト「M&Aonline」のコンテンツ拡充のための維持・更新に係る業務委託費用に46,800千円(平成29年8月期：23,400千円、平成30年8月期：23,400千円)を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年6月13日に決定された引受価額(3,164.80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格3,440円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「196,185,000」を「211,560,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「196,185,000」を「211,560,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**、SMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式34,100株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を**行いません**。  
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。

(注) 3. 7. の全文削除及び4. 5. 6. の番号変更

### 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「3,440」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「3,164.80」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき3,440」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 元引受契約の内容  
金融商品取引業者の引受株数 SMBC日興証券株式会社 34,100株  
引受人が全株買取引受けを行います。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額(1株につき275.20円)は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成28年6月13日に元引受契約を締結いたしました。

### 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「108,779,000」を「117,304,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「108,779,000」を「117,304,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。  
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

#### (注) 5. の全文削除

### 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「3,440」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき3,440」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。  
2. 売出しに必要な条件については、平成28年6月13日に決定いたしました。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が発株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)34,100株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

これに関連して、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成28年7月15日行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成28年7月15日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

### 3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMBC日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成28年5月19日及び平成28年6月3日開催の取締役会において決議し、平成28年6月13日に決定した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 34,100株
(2)	払込金額	1株につき2,499円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成28年7月21日(木)

(注) 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成28年6月13日に決定いたしました。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成28年6月 第1回訂正分)

## 株式会社ストライク

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年6月3日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

### ○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年5月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集166,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を、平成28年6月3日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し95,600株(引受人の買取引受による売出し61,500株・オーバーアロットメントによる売出し34,100株)の売出しの条件及びこの売出しに関し必要な事項が決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_罫を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

- (注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、34,100株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である荒井邦彦(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- これに関連して、当社は、平成28年5月19日開催の取締役会において、本募集とは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式34,100株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。
3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2. の全文削除及び 3. 4. 5. の番号変更



## 2 【募集の方法】

平成28年6月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成28年6月3日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額2,499円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「224,498,400」を「243,588,400」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「224,498,400」を「243,588,400」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(2,940円~3,440円)の平均価格(3,190円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は529,540,000円となります。

## 3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「2,499」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は2,940円以上3,440円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年6月13日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(2,499円)及び平成28年6月13日に決定される予定の発行価格、引受価額は各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(2,499円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

#### 4 【株式の引受け】

＜欄内記載の訂正＞

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「S M B C日興証券株式会社139,000、株式会社S B I証券15,900、岡三証券株式会社4,500、丸三証券株式会社2,200、極東証券株式会社2,200、エース証券株式会社2,200」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年6月13日)に元引受契約を締結する予定であります。  
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「448,996,800」を「487,176,800」に訂正。

「差し手取概算額(円)」の欄：「439,996,800」を「478,176,800」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,940円～3,440円)の平均価格(3,190円)を基礎として算出した見込額であります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額478,176千円及び「1 新規発行株式」の(注) 2に記載の本第三者割当増資の手取概算額上限99,725千円については、運転資金として346,852千円(平成29年8月期：158,875千円、平成30年8月期：187,977千円)、設備投資資金として81,049千円(平成29年8月期：32,649千円、平成30年8月期：48,400千円)、本社事務所の移転・増床等における設備投資資金に係る金融機関からの借入金の返済資金として、平成29年8月期までに150,000千円を充当する予定であります。

運転資金の内訳としましては、平成29年8月期及び平成30年8月期に事業拡大のためのM&Aコンサルタント等の人材確保を目的とした人材採用費等に充当する方針であります。当社の市場環境のもとでは、今後の採用計画を推進し、M&Aコンサルタント等の人員数を増加させることが業績に直結するものと考えており、安定した収益獲得までに時間を要することから、当該期間に係る人材採用費等として171,852千円(平成29年8月期：61,375千円、平成30年8月期：110,477千円)を充当する予定であります。また、事業拡大に伴うセミナー開催、ダイレクトメールの発送、業界団体等へのマーケティング費用等のための運転資金に175,000千円(平成29年8月期：97,500千円、平成30年8月期：77,500千円)を充当する予定であります。

設備投資資金の内訳としましては、平成29年8月期及び平成30年8月期に事業運営の効率性を目的とする営業支援システムの投資に34,249千円(平成29年8月期：9,249千円、平成30年8月期：25,000千円)、M&A専門情報サイト「M&Aonline」のコンテンツ拡充のための維持・更新に係る業務委託費用に46,800千円(平成29年8月期：23,400千円、平成30年8月期：23,400千円)を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「180,810,000」を「196,185,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「180,810,000」を「196,185,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。

7. 売出価額の総額は、仮条件(2,940円～3,440円)の平均価格(3,190円)で算出した見込額であります。

### 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「100,254,000」を「108,779,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「100,254,000」を「108,779,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。

5. 売出価額の総額は、仮条件(2,940円～3,440円)の平均価格(3,190円)で算出した見込額であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMBC日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成28年5月19日及び平成28年6月3日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1) 募集株式の数	当社普通株式 34,100株
(2) 払込金額	<u>1株につき2,499円</u>
(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4) 払込期日	平成28年7月21日(木)

(注) 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成28年6月13日に決定します。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

# 新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成 28 年 5 月



株式会社 **ストライク**

価値ある M&A の創出に、まっすぐです。

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式414,834千円(見込額)の募集及び株式180,810千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式100,254千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年5月19日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社 **ストライク**

東京都千代田区六番町3番地  
六番町SKビル5階

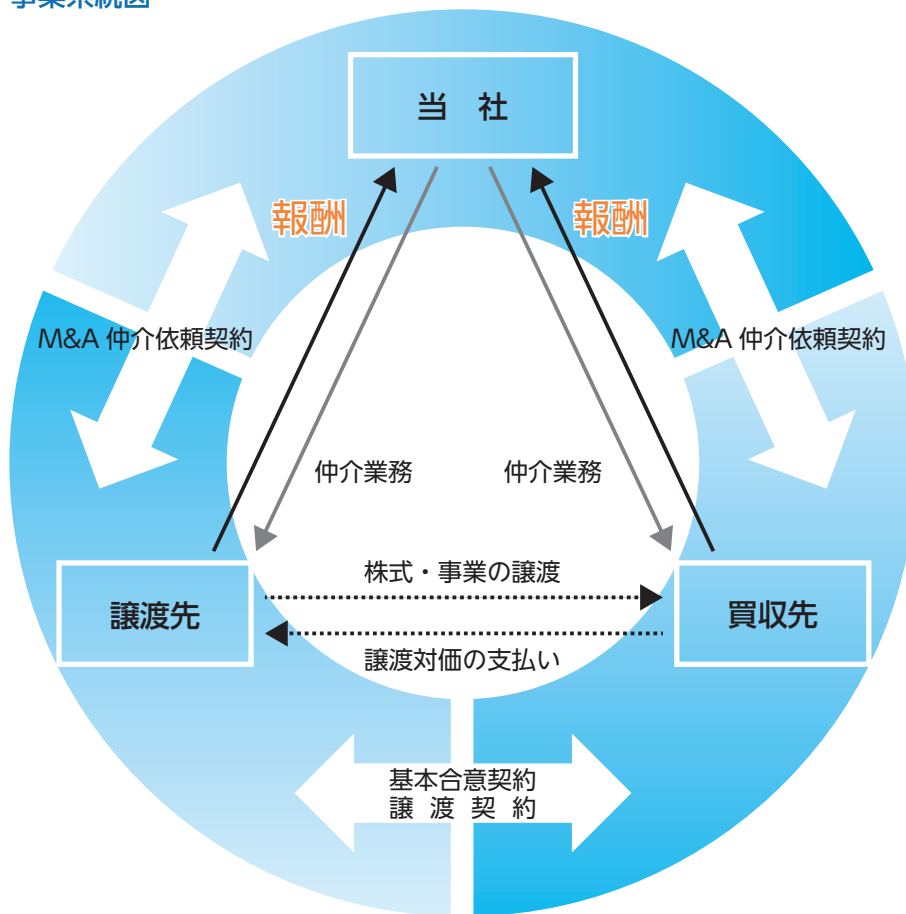
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は本文の該当ページをご参照ください。



## 1. 事業の概要

当社は、公認会計士及び税理士が経営主体となっている会社であり、「価値あるM&Aの創出に、まっすぐです」を企業信条に、譲渡希望先と買収希望先を引き合わせ、企業・事業の譲渡をサポートすることで、多くの魅力ある企業・事業を将来に継続させ、発展させていくことを目的として、M&A仲介事業を展開しております。

事業系統図



当社は譲渡先とM&A仲介依頼契約を締結し、着手金を受領するとともに、買収先とM&Aが成約した段階で成約報酬を受領しております。

また、当社が買収先とM&A仲介依頼契約を締結し、着手金を受領するとともに、譲渡先とM&Aが成約した段階で成約報酬を受領しております。



## 2. M&A仲介業務フロー

一般的な案件におけるM&A仲介業務フローは下記のとおりであります。



### 案件探索

- セミナー開催、広報誌の発行、WEB・新聞・雑誌によるM&A情報の発信
- 直接営業、ダイレクトメール
- 業務提携先の開拓、関係強化、提携先からの紹介
- 譲渡希望先からの相談対応、提案



### 案件化

- 譲渡希望先との秘密保持契約の締結、譲渡対象企業の情報の入手
- プレ企業分析、譲渡可能性の検討
- 譲渡希望先とのM&A仲介依頼契約の締結
- 譲渡スキームの提案、企業評価の実施
- 提案資料の作成



### マッチング

- 買収候補先の探索（M&A市場SMARTへの掲載）、匿名での打診
- 買収候補先との秘密保持契約の締結、提案資料の開示
- 買収候補先とのM&A仲介依頼契約の締結
- トップ面談、会社訪問の実行調整
- 買収候補先からの意向表明の確認、基本条件の調整



### クロージング

- 基本合意契約の締結サポート
- 買収候補先によるデューディリジェンスの実施環境整備
- 譲渡希望先と買収候補先の最終条件調整
- 譲渡希望先と買収候補先の譲渡契約の締結サポート





### 3. 個別業務の内容「案件探索」

M&A仲介事業においては譲渡案件の探索及び受託が重要な課題となります。当社では、WEBでの情報掲載、セミナー開催、直接営業、業務提携先からの紹介により、譲渡案件を探索し、受託しております。

#### WEB

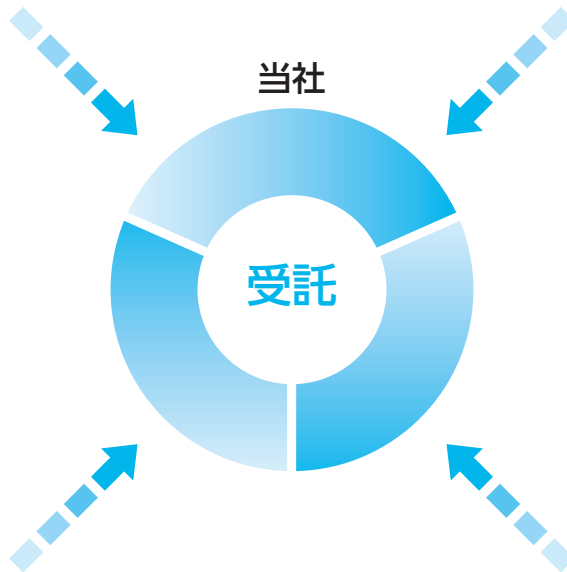


案件情報やM&A情報をWEB上に掲載

#### セミナー



全国でセミナーを開催



#### 直接営業



顧客への提案と顧客からの相談対応

#### 業務提携先



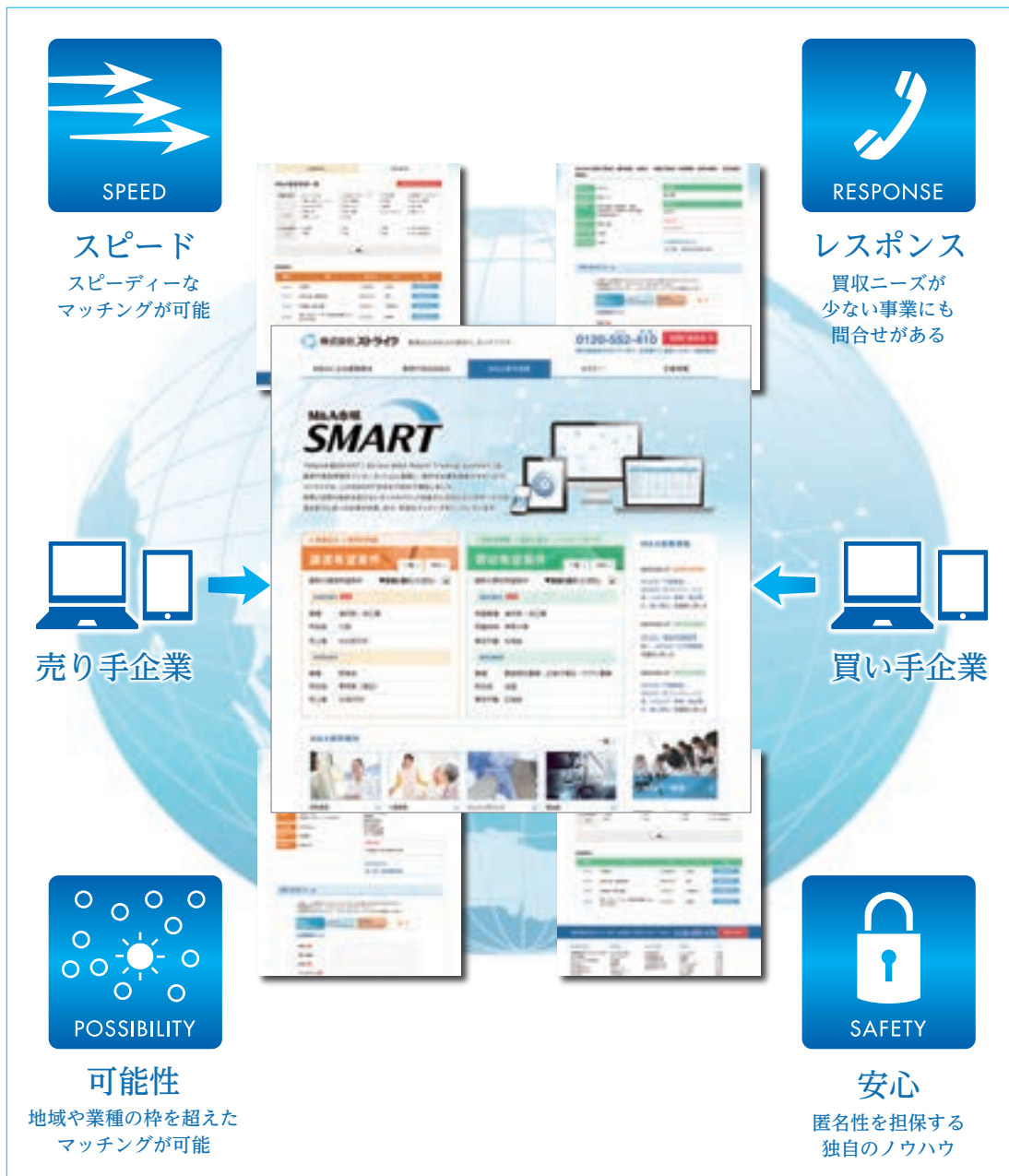
主な業務提携先は金融機関や会計事務所



## 個別業務の内容「マッチング」

譲渡希望先の希望条件、譲渡対象企業の事業特性を踏まえ、買収ニーズに関する社内データベースを活用すること等により買収候補先をリストアップし、譲渡希望先に希望に沿う買収候補先を選定いただいた上で、当該選定先に提案を行っております。また、譲渡希望先の意向によって、インターネット上でのマッチングサイト「M&A市場SMART (Strike M&A Rapid Trading system)」に、企業名を伏せたまま案件を掲載し、買収に関心のある企業を募っております。「M&A市場SMART」は、譲渡や買収情報をインターネット上に匿名で掲載し、相手先企業を探索するサービスであります。

### 「M&A市場SMART」概要図



「M&A市場SMART」では、地域や業種の枠を超えた買収候補先が現れる可能性があり、また一般的には買収ニーズの少ない事業についても買収候補先を探索できるメリット等もあり、スピーディーに多数の買収候補先が探索できるツールとなっております。匿名性を確保することで、企業名を知られることなく安心して利用いただけるものとなっております。



## 4. 顧客ニーズへの対応・情報発信への取り組み

### 対応エリア

当社は、本社（東京）以外に、営業所を6拠点（札幌、仙台、名古屋、大阪、高松、福岡）で開設し、全国の中堅・中小企業のM&Aに対応しております。

#### 全国事業拠点



### 情報発信への取り組み

当社は、潜在的なM&Aニーズを発掘するため、M&Aに関する情報発信を行っております。

#### M&A専門の情報サイト M&Aonline



M&A、またM&Aに関する身近な情報を広く提供

#### 広報誌「SMART」の発行



M&A情報誌を発行



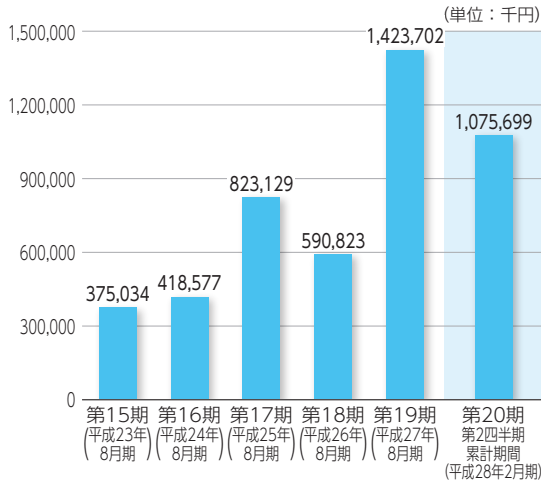
## 5. 業績等の推移

回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期第2四半期
決算年月		平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月	平成28年2月
売上高	(千円)	375,034	418,577	823,129	590,823	1,423,702	1,075,699
経常利益	(千円)	52,471	143,585	311,010	94,341	547,278	501,677
当期(四半期)純利益	(千円)	45,638	76,983	181,185	81,974	329,113	326,560
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	4,427	58	4,979	5,400	—	—
資本金	(千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	114,630	114,630
発行済株式総数	(株)	5,110	5,110	5,110	5,110	5,544	2,772,000
純資産額	(千円)	438,174	506,471	672,327	692,427	1,177,145	1,442,100
総資産額	(千円)	567,575	649,906	918,676	782,873	1,696,571	1,887,294
1株当たり純資産額	(円)	85,748.49	99,113.73	131,570.84	271.01	424.66	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	1,700.00 (—)	3,000.00 (—)	12,400.00 (—)	3,200.00 (—)	11,000.00 (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	8,931.23	15,065.25	35,457.11	32.08	125.62	117.81
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	77.2	77.9	73.2	88.4	69.4	76.4
自己資本利益率	(%)	11.0	16.3	30.7	12.0	35.2	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	19.0	19.9	35.0	19.9	17.5	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△141,436	715,662	287,905
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	17,703	15,999	△2,453
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△73,524	152,908	△60,984
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高	(千円)	—	—	—	640,550	1,525,121	1,749,588
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	14 [—]	14 [—]	16 [—]	20 [—]	27 [6]	32 [8]

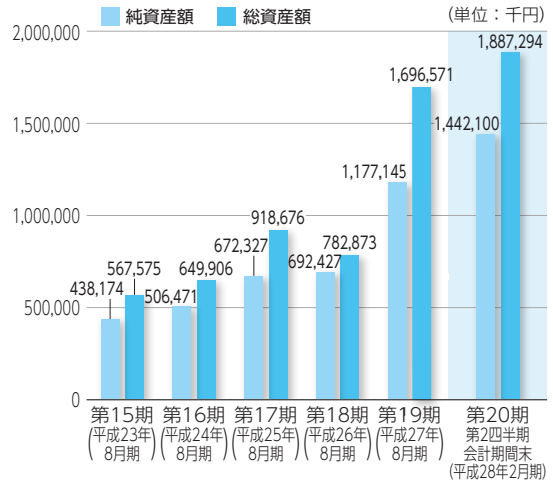
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第18期の持分法を適用した場合の投資利益については、第18期中において関連会社株式を売却し、関連会社がなくなったため、当該関連会社であった期間について持分法を適用した場合の投資利益の金額を記載しております。第19期及び第20期第2四半期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 第15期、第16期及び第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第18期、第19期及び第20期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 当社は第18期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第15期から第17期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は年間平均雇用人員を〔 〕外数で記載しております。
8. 主要な経営指標等のうち、第15期、第16期及び第17期については、会社計算規則(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。  
なお、第18期及び第19期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第15期、第16期及び第17期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。なお、第20期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。
9. 当社は、平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第18期の期首に株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
10. 当社は、平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。  
なお、第15期、第16期及び第17期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期第2四半期
決算年月		平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月	平成28年2月
1株当たり純資産額	(円)	171.50	198.23	263.14	271.01	424.66	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	17.86	30.13	70.91	32.08	125.62	117.81
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	3.40 (—)	6.00 (—)	24.80 (—)	6.40 (—)	22.00 (—)	— (—)

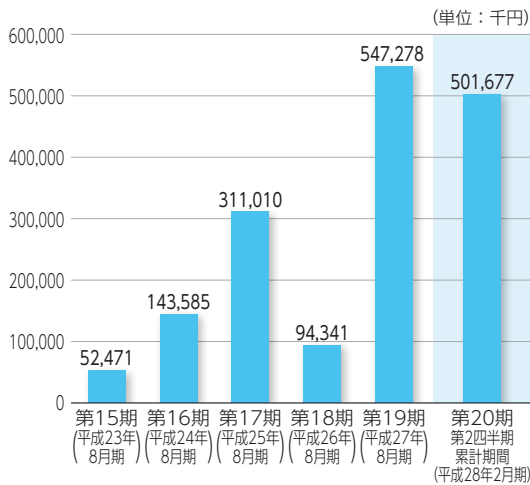
## 売上高



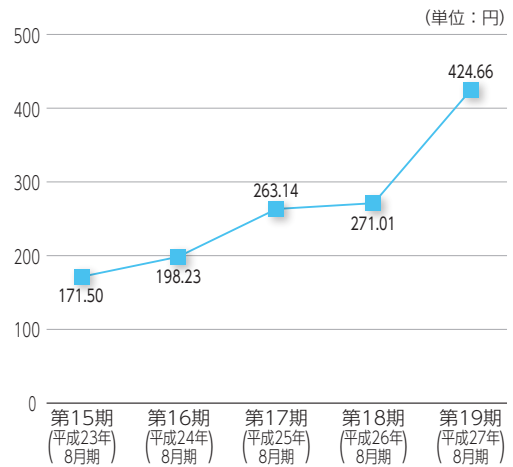
## 純資産額／総資産額



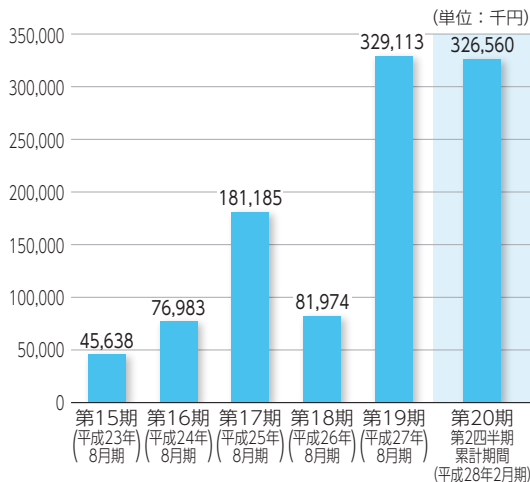
## 経常利益



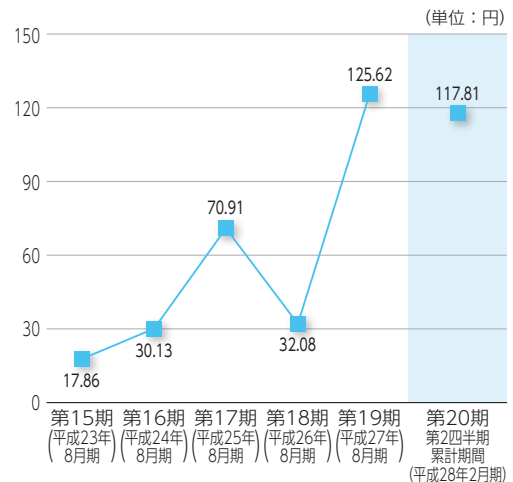
## 1株当たり純資産額



## 当期（四半期）純利益



## 1株当たり当期（四半期）純利益金額



当社は、平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益金額」のグラフは、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【証券情報】 .....	2
第1 【募集要項】 .....	2
1 【新規発行株式】 .....	2
2 【募集の方法】 .....	3
3 【募集の条件】 .....	4
4 【株式の引受け】 .....	5
5 【新規発行による手取金の使途】 .....	5
第2 【売出要項】 .....	6
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 .....	6
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 .....	7
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	7
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 .....	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】 .....	9
第二部 【企業情報】 .....	11
第1 【企業の概況】 .....	11
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	11
2 【沿革】 .....	13
3 【事業の内容】 .....	14
4 【関係会社の状況】 .....	18
5 【従業員の状況】 .....	18
第2 【事業の状況】 .....	19
1 【業績等の概要】 .....	19
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	21
3 【対処すべき課題】 .....	22
4 【事業等のリスク】 .....	23
5 【経営上の重要な契約等】 .....	26
6 【研究開発活動】 .....	26
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	26

第3	【設備の状況】	29
1	【設備投資等の概要】	29
2	【主要な設備の状況】	29
3	【設備の新設、除却等の計画】	30
第4	【提出会社の状況】	31
1	【株式等の状況】	31
2	【自己株式の取得等の状況】	36
3	【配当政策】	36
4	【株価の推移】	36
5	【役員の状況】	37
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	39
第5	【経理の状況】	45
1	【財務諸表等】	46
第6	【提出会社の株式事務の概要】	80
第7	【提出会社の参考情報】	81
1	【提出会社の親会社等の情報】	81
2	【その他の参考情報】	81
第四部	【株式公開情報】	82
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	82
第2	【第三者割当等の概況】	85
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	85
2	【取得者の概況】	87
3	【取得者の株式等の移動状況】	87
第3	【株主の状況】	88
	監査報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月19日
【会社名】	株式会社ストライク
【英訳名】	Strike Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒井 邦彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階
【電話番号】	03-3511-7799(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理部長 中村 康一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階
【電話番号】	03-3511-7799(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理部長 中村 康一
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 414,834,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 180,810,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 100,254,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。



## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	166,000(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 平成28年5月19日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成28年6月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、34,100株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である荒井邦彦(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。これに関連して、当社は、平成28年5月19日開催の取締役会において、本募集とは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式34,100株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【募集の方法】

平成28年6月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成28年6月3日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	166,000	414,834,000	224,498,400
計(総発行株式)	166,000	414,834,000	224,498,400

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成28年5月19日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成28年6月13日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,940円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は488,040,000円となります。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成28年6月14日(火) 至 平成28年6月17日(金)	未定 (注) 4	平成28年6月20日(月)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。  
発行価格の決定に当たり、平成28年6月3日に仮条件を提示する予定であります。  
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年6月13日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。  
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。  
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年6月3日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成28年6月13日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成28年6月3日に決定する予定であります。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成28年6月21日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込み在先立ち、平成28年6月6日から平成28年6月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。  
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。  
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

##### ① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

##### ② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 本郷支店	東京都文京区本郷二丁目27番20号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

#### 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成28年6月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
計	—	166,000	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成28年6月3日に決定する予定であります。  
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年6月13日)に元引受契約を締結する予定であります。  
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
448,996,800	9,000,000	439,996,800

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,940円)を基礎として算出した見込額であります。  
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額439,996千円及び「1 新規発行株式」の(注)3に記載の本第三者割当増資の手取概算額上限91,910千円については、運転資金として300,857千円(平成29年8月期:158,875千円、平成30年8月期:141,982千円)、設備投資資金として81,049千円(平成29年8月期:32,649千円、平成30年8月期:48,400千円)、本社事務所の移転・増床等における設備投資資金に係る金融機関からの借入金の返済資金として、平成29年8月期までに150,000千円を充当する予定であります。

運転資金の内訳としましては、平成29年8月期及び平成30年8月期に事業拡大のためのM&Aコンサルタント等の人材確保を目的とした人材採用費等に充当する方針であります。当社の市場環境のもとでは、今後の採用計画を推進し、M&Aコンサルタント等の人員数を増加させることが業績に直結するものと考えており、安定した収益獲得までに時間を要することから、当該期間に係る人材採用費等として150,357千円(平成29年8月期:61,375千円、平成30年8月期:88,982千円)を充当する予定であります。また、事業拡大に伴うセミナー開催、ダイレクトメールの発送、業界団体等へのマーケティング費用等のための運転資金に150,500千円(平成29年8月期:97,500千円、平成30年8月期:53,000千円)を充当する予定であります。

設備投資資金の内訳としましては、平成29年8月期及び平成30年8月期に事業運営の効率性を目的とする営業支援システムの投資に34,249千円(平成29年8月期:9,249千円、平成30年8月期:25,000千円)、M&A専門情報サイト「M&Aonline」のコンテンツ拡充のための維持・更新に係る業務委託費用に46,800千円(平成29年8月期:23,400千円、平成30年8月期:23,400千円)を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年6月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	61,500	180,810,000	東京都練馬区 荒井 邦彦 17,000株 東京都中野区中野2丁目29番10号 西武信用金庫 12,500株 東京都立川市曙町2丁目8番28号 多摩信用金庫 12,500株 千葉県我孫子市 鈴木 伸雄 8,500株 東京都清瀬市 石塚 辰八 8,500株 千葉県千葉市若葉区 伊藤 洋之 2,500株
計(総売出株式)	—	61,500	180,810,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、34,100株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,940円)で算出した見込額であります。

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成28年 6月14日(火) 至 平成28年 6月17日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成28年6月13日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	34,100	100,254,000
			東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	34,100	100,254,000

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに關しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,940円)で算出した見込額であります。

#### 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

##### (1) 【入札方式】

###### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

###### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

##### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成28年 6月14日(火) 至 平成28年 6月17日(金)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券 株式会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成28年6月13日)に決定する予定であります。
3. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、34,100株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシュアオプション」という。)を、平成28年7月15日を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成28年7月15日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュアオプションを行使し、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成28年6月13日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュアオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。



### 3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成28年5月19日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 34,100株
(2)	払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	平成28年7月21日(木)

(注) 1. 払込金額は、本募集による新株式発行における払込金額(会社法上の払込金額)と同一といたします。  
2. 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成28年6月13日に決定します。

### 4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である荒井邦彦、売出人である鈴木伸雄、石塚辰八、西武信用金庫、多摩信用金庫及び伊藤洋之、当社株主かつ当社役員である中村康一、寿藤聡及び荒木二郎、当社株主である株式会社K&C Company、石垣圭史、金田和也、渋谷大、山梨中銀経営コンサルティング株式会社、鈴木芳憲、橋口和弘、横浜信用金庫、株式会社名古屋銀行、相川未薫、佐藤弘樹、大村健、株式会社アンビシャスライフコンサルティング、税理士法人プロネット、吉本和巨、竹村聡、阿部仁紀、小野寺明則、武藤剛、畑中孝介、奥崎強司、今城彰、有限会社コア・クリエイティブ、服部勝哉、小池繁、神谷建一郎及び倉橋晃恵並びに当社新株予約権者である篠原佑太郎は、SMB C日興証券株式会社(主幹事会社)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成28年12月17日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所のできる有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当てに関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成23年 8月	平成24年 8月	平成25年 8月	平成26年 8月	平成27年 8月
売上高 (千円)	375,034	418,577	823,129	590,823	1,423,702
経常利益 (千円)	52,471	143,585	311,010	94,341	547,278
当期純利益 (千円)	45,638	76,983	181,185	81,974	329,113
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	4,427	58	4,979	5,400	—
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	114,630
発行済株式総数 (株)	5,110	5,110	5,110	5,110	5,544
純資産額 (千円)	438,174	506,471	672,327	692,427	1,177,145
総資産額 (千円)	567,575	649,906	918,676	782,873	1,696,571
1株当たり純資産額 (円)	85,748.49	99,113.73	131,570.84	271.01	424.66
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	1,700.00 (—)	3,000.00 (—)	12,400.00 (—)	3,200.00 (—)	11,000.00 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	8,931.23	15,065.25	35,457.11	32.08	125.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	77.2	77.9	73.2	88.4	69.4
自己資本利益率 (%)	11.0	16.3	30.7	12.0	35.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	19.0	19.9	35.0	19.9	17.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△141,436	715,662
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	17,703	15,999
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△73,524	152,908
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	640,550	1,525,121
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	14 〔—〕	14 〔—〕	16 〔—〕	20 〔—〕	27 〔6〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第18期の持分法を適用した場合の投資利益については、第18期中において関連会社株式を売却し、関連会社が無くなったため、当該関連会社であった期間について持分法を適用した場合の投資利益の金額を記載しております。第19期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 第15期、第16期及び第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 当社は第18期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第15期から第17期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は年間平均雇用人員を〔 〕外数で記載しております。
8. 主要な経営指標等のうち、第15期、第16期及び第17期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。  
なお、第18期及び第19期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第15期、第16期及び第17期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 当社は、平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第18期の期首に株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 当社は、平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。  
なお、第15期、第16期及び第17期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月
1株当たり純資産額 (円)	171.50	198.23	263.14	271.01	424.66
1株当たり当期純利益金額 (円)	17.86	30.13	70.91	32.08	125.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	3.40 (—)	6.00 (—)	24.80 (—)	6.40 (—)	22.00 (—)

## 2 【沿革】

年月	概要
平成9年7月	東京都足立区において、M&A仲介業務を事業目的として設立(当時の商号は株式会社天会計社)
平成10年10月	社名を株式会社ストライクに変更
平成11年1月	国内初、インターネット上でのM&Aマッチングサイト「M&A市場SMART (Strike M&A Rapid Trading system)」を開設
平成13年5月	本社を東京都渋谷区に移転
平成14年8月	本社を東京都千代田区三番町に移転
平成21年6月	本社を東京都千代田区六番町に移転
平成24年1月	大阪営業所を新設
平成24年3月	札幌営業所、仙台営業所を新設
平成24年5月	福岡営業所を新設
平成24年7月	高松営業所を新設
平成25年1月	名古屋営業所を新設
平成25年11月	大阪営業所を大阪府大阪市中央区本町に移転
平成26年2月	札幌営業所を北海道札幌市中央区北一条に移転
平成27年7月	M&A専門の情報サイト「M&Aonline」を公開

### 3 【事業の内容】

当社は公認会計士及び税理士が経営主体となり、創業よりM&A(企業合併、企業買収、企業間の資本提携等)の仲介を主たる事業としております。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

#### (M&A仲介業務について)

中小企業庁における中小企業向け事業引継ぎ検討会の資料によりますと、1990年代以降、日本における未上場企業を対象としたM&Aが増加傾向にあります。

オーナー経営者の高齢化に伴う事業承継のため、本業とのシナジー効果の薄いノンコア事業の処分のため、投資先に対する投資資金の回収のため、事業再生過程における新たなスポンサー探索のため、ベンチャー企業による資金調達のため、といった様々な理由により、企業や事業の譲渡(資本提携を含む)ニーズが広く存在しております。

また、スケールメリットを享受するため、シナジー効果を有効活用するため、単一事業の事業リスクを回避するため、効率的な投資運用のため、といった様々な理由により、企業や事業の買収ニーズも広く存在しております。

こうした社会的なニーズがあるものの、とりわけ中堅・中小企業においては、譲渡希望者については買収候補先を自ら探索することが困難であることや、譲渡対象企業・事業の魅力を十分に理解してもらうことが困難であること等を要因として、希望条件に合う買収先が見つけれず、買収希望者については買収案件の探索に十分な経営資源を投入できないこと等を要因として、希望に合う事業を見つけれず、相互のニーズをうまく適合させられず、譲渡が進展しないケースもあると認識しております。

このような経済環境の下、当社は、「価値あるM&Aの創出に、まっすぐです」を企業信条に、譲渡希望先と買収希望先を引き合わせ、企業・事業の譲渡をサポートすることで、多くの魅力ある企業・事業を将来に継続させ、発展させていくことを目的として、M&A仲介事業を展開しております。

当社は、本社(東京)以外に、営業所を6拠点(札幌、仙台、名古屋、大阪、高松、福岡)で開設し、全国の中堅・中小企業のM&Aを仲介事業の対象としておりますが、事業承継目的、事業整理目的、事業再生目的、ベンチャー企業のイグジット(投資資金の回収)目的等、様々なM&Aニーズに対応するとともに、特定業種に偏ることなく多様な業種・事業体のM&Aに携わっております。また、他社に先駆け、インターネット上でのマッチングサイト(当社におけるマッチングサイトの名称「M&A市場SMART(Strike M&A Rapid Trading system)」)を構築し、それを積極的に活用し、不特定多数の中から相手先探索を行うことで、より希望条件に合う相手先を効率的に探索しております。

当社は、特定の資本グループの傘下には入らず、独立性及び公平性を維持した立場で業務を進めており、譲渡先と買収先の中立的な立場でM&Aの実行をサポートし、友好的なM&Aの創出を図ることで、双方から報酬を受領しております。

#### (付随業務について)

一部の案件については、仲介業務としてではなく、買収側(又は譲渡側)の立場に立ち、買収先(又は譲渡先)の利益を優先としたアドバイザー業務を実施し、反対側については当社以外のM&Aアドバイザーファームがアドバイザーに入ることで、M&Aの実行をサポートする場合があります。アドバイザー業務と仲介業務では、その立場や役割が異なるものの、M&Aに関する業務として異質なものではないことから、アドバイザー業務もM&A仲介業務に含めております。このほか、デューデリジェンス業務、企業評価業務、コンサルティング業務等を行っております。

## (M&A 仲介業務フロー)

一般的な案件におけるM&A仲介業務フローは下記のとおりであります。



### (1) 案件探索

セミナー開催、広報誌の発行、WEB・新聞・雑誌でのM&A記事の掲載により、M&Aに関する情報発信を行うことで、オーナー経営者に対する潜在的な譲渡希望ニーズの発掘に取り組んでおります。なお、平成27年7月にM&A専門の情報サイト「M&Aonline」を開設し、M&A、またM&Aに関する身近な情報を広く一般の方々に提供しており、WEBでの情報発信の強化を図っております。

また、当社のM&Aコンサルタントによる直接営業、ダイレクトメールや広告宣伝による顧客誘導により、顕在的な譲渡希望ニーズの直接的な開拓・探索を行うとともに、金融機関や会計事務所を中心とした業務提携により案件紹介を受けることで間接的な案件探索を行っております。なお、当社では案件紹介いただける金融機関や会計事務所と業務提携契約を締結し、契約先を業務提携先と称しております。

探索した結果、譲渡希望者若しくは譲渡検討者に対しては、当社のM&Aコンサルタントが譲渡希望ニーズや抱えている問題の相談を受け、それに対する解決策の提案や解決事例の紹介を行うこと等により、譲渡希望者が安心して当社に企業や事業の譲渡の仲介を依頼できるよう、案件の受託活動を進めております。

## (2) 案件化

譲渡希望先と秘密保持契約を締結し、譲渡対象企業の情報を入力し、事業の把握及び企業の分析を行い、希望条件による譲渡可能性を検討いたします。譲渡可能性があると認められた場合には、当社内での契約審査を実施した後、譲渡希望先と「M&A仲介依頼契約」を締結し、譲渡希望先より着手金を受領いたします。

譲渡希望先との「M&A仲介依頼契約」締結後に、本格的な案件化に取り掛かります。譲渡希望先に対して、希望条件に沿った譲渡スキームを提案するとともに、買収候補先への提示条件を整理・検討いただきます。また、買収候補先への提案のため、譲渡対象企業の事業内容、事業特性、財務内容、譲渡条件等を取り纏め、「企業概要書」を作成いたします。

## (3) マッチング

譲渡希望先の希望条件、譲渡対象企業の事業特性を踏まえ、買収ニーズに関する社内データベースを活用すること等により買収候補先をリストアップし、譲渡希望先に希望に沿う買収候補先を選定いただきます。選定いただいた買収候補先に対して、まずは企業名を伏せた形で一次提案を行います。

譲渡希望先の意向によって、インターネット上でのマッチングサイト「M&A市場SMART」に、企業名を伏せたまま案件を掲載し、買収に関心のある企業を募っております。「M&A市場SMART」は、譲渡や買収情報をインターネット上に掲載し、相手先企業を探索するサービスであります。「M&A市場SMART」では、地域や業種の枠を超えた買収候補先が現れる可能性があり、また一般的には買収ニーズが少ない事業についても買収候補先を探索できるメリット等もあり、スピーディーに多数の買収候補先を探索できるツールとなっております。なお、インターネット上に案件を掲載する場合であっても、当社のノウハウにより匿名性を確保することで、企業名を知られることなく安心して利用いただけるものとなっております。

買収候補先が詳細な検討を希望される場合、当社は買収候補先と秘密保持契約を締結し、買収候補先に「企業概要書」を提出、二次提案を行います。更に、二次提案を受けて、買収意向の高まった候補先については、当社内での契約審査を経て、当社と買収候補先で「M&A仲介依頼契約」を締結した後に、当社は買収候補先への買収サポートを開始します。その後、当社の支援・調整のもと、実際に譲渡対象企業の事業所や工場を視察いただくとともに、譲渡対象企業のオーナー経営者と面談を実施し、譲渡にかかる基本条件等を検討いただきます。

買収候補先が買収意向を決断した場合、買収条件等を記載した「買収意向表明書」を当社の支援のもと作成いただき、買収候補先から譲渡希望先に提示いただきます。譲渡希望先は、買収候補先からの「買収意向表明書」を検討し、買収候補先を1社に絞り込みます。

## (4) クロージング

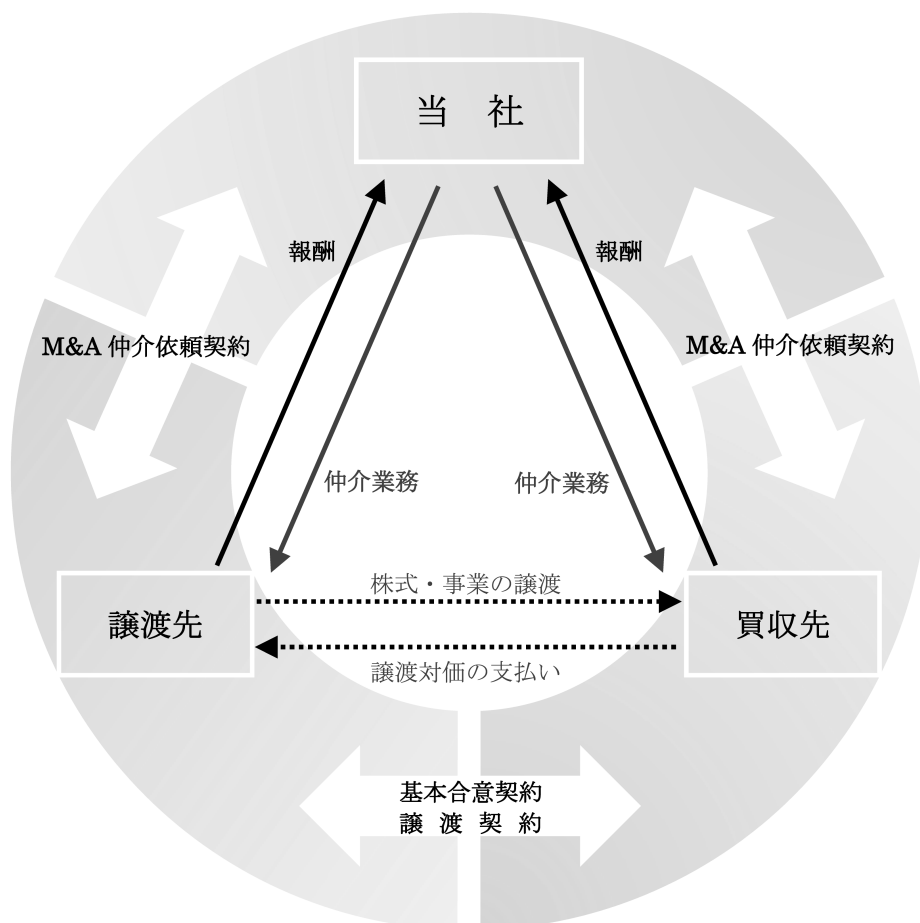
基本的な譲渡条件がまとまった時点で、通常、当社の支援のもと、譲渡希望先と買収候補先との間で「基本合意契約」を締結いただきます。基本合意が締結された段階で、当社は、買収候補先から「M&A仲介依頼契約」に従い、着手金を受領し、クロージングに向けての支援業務を本格的に開始することになります。

その後、買収候補先が譲渡対象企業に対してデューデリジエンスを実施し、対象企業のビジネスリスク、法務リスク、財務リスク等を調査し、その調査結果を踏まえて、譲渡希望先と買収候補先で最終的な条件交渉を行います。当社では買収候補先がスムーズなデューデリジエンスを実施できるよう環境を整備するとともに、最終的な条件交渉を支援いたします。

最終的な譲渡条件が決定した段階で、当社が段取りを行い譲渡希望先と買収候補先で「譲渡契約」を締結し、譲渡対象物の引渡しと譲渡代金の決済が行われることでM&Aにかかる一連の取引が完了します。これらの業務の完了に伴い、譲渡先と買収先の双方より成約報酬を受領いたします。

[事業系統図]

以上の事項を事業系統図に示すと次のとおりであります。





#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成28年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
36(7)	35.3	3.1	16,400

事業部門の名称	従業員数(名)
企業情報部	29(—)
管理部、企画広報室及び内部監査室	7(7)
合計	36(7)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均雇用人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。
4. 平成28年4月30日までの1年間において、従業員が11名増加しておりますが、主に業容拡大に伴う企業情報部の人員増加によるものであります。

##### (2) 労働組合の状況

当社では労働組合は結成されておませんが、労使関係は安定しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第19期事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策による企業収益の増加と株式市場の好調、雇用や所得環境の改善等、景気は緩やかながらも回復基調を維持しております。一方で、新興国経済の成長懸念や欧州における財政不安、先進国における金融政策の動向等、日本経済の先行きに対する不安定要素もあり、楽観視出来ない状況が続いております。

当社の事業領域である中堅・中小企業のM&Aにおきましては、オーナー経営者の高齢化に伴う後継者問題等を背景に市場は拡大傾向にあります。内閣府の平成27年版高齢社会白書によると、日本国内の高齢者(65歳以上)の人口は過去最高の3,300万人、高齢化率は26.0%と4人に1人が高齢者となっており、オーナー企業は社会的に後継者不在の問題を抱えています。その解決策としてM&Aによる事業承継への期待が年々高まっております。一方で、このような市場環境のため、中堅・中小企業を対象とするM&A事業へ参入する事業者も増加傾向にあり、同業者間での受託競争が継続している状況にあります。

このような環境下、当社は、財政基盤を強化するとともに業務提携関係の強化を目的に、第三者割当増資を実施いたしました。平成27年3月9日に三井住友信託銀行株式会社を割当先に、さらに平成27年8月31日に大同生命保険株式会社を割当先とし、169百万円の資本増強をいたしました。

営業面におきましては、成約効率を向上させるため、過去頻繁にM&Aを行っている会社へ訪問し買収候補先探索に力を入れ、案件データベースの再構築に積極的に取り組みました。

また、新規顧客開拓を目的に、平成26年10月23日から11月19日に、全国7か所(札幌、大宮、東京、横浜、名古屋、大阪、福岡)で当社主催「経営者のための戦略的M&A活用セミナー」を開催し、専門家の視点でのM&A活用方法を講演いたしました。平成27年5月28日から7月7日に、全国10か所(札幌、仙台、新潟、東京、横浜、名古屋、大阪、広島、松山、福岡)で共催による「オーナー経営者のための戦略的M&A活用セミナー」を開催し、事例によるM&A活用方法をご紹介しますとともに、譲渡先の経営者の方々にM&Aの体験談をご講演いただきました。セミナーにご参加いただいた方々には中堅・中小企業のM&Aの実態について理解を深めていただくとともに、当社としましてはセミナーを通じて新規案件を受託することができました。

さらに、顧客開拓ルートを拡充させるため、銀行・信用金庫及び会計事務所を中心とする既提携先との関係強化及び新規提携先の開拓に努めるとともに、保険会社や税理士協同組合との提携等、提携領域も拡大させてまいりました。

人員面におきましては、当事業年度においては経験者の採用を含め5名のM&Aコンサルタントを採用し、当事業年度末現在でのM&Aコンサルタント人員を21名(前事業年度末16名)とし、営業強化に努めてまいりました。一方で、内部監査人を新たに採用し、管理面の充実にも努めてまいりました。

この結果、当事業年度においては計42組の案件が成約し、売上高は1,423百万円(前年同期比141.0%増)、営業利益は545百万円(前年同期比505.1%増)、経常利益は547百万円(前年同期比480.1%増)、当期純利益は329百万円(前年同期比301.5%増)と過去最高の業績となりました。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

第20期第2四半期累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済は、政府による経済対策等を背景に、企業収益や雇用情勢の改善が継続する中で、個人の消費マインドも持ち直しの動きが見られる等、緩やかな回復基調で推進していた中、今年に入ってから円高株安となり、日経平均株価も続落しました。また、日銀が金融緩和策を推進し、マイナス金利政策の導入を決定し、これにより中堅・中小企業が資金調達しやすい環境にあります。経営環境はより一層不透明感を増しております。

当社の事業領域である中堅・中小企業のM&Aにおきましては、引き続きオーナー経営者の高齢化に伴う後継者問題等を背景に市場は拡大傾向にあります。

このような環境下、当社では、新規顧客の開拓のため、全国6か所(札幌、東京、名古屋、大阪、高松、福岡)でセミナーを精力的に開催し、中堅・中小企業におけるM&Aの活用法と事例の紹介を行い、啓蒙活動に取り組みました。

また、関東信越税協連共済会及び公認会計士協同組合と業務提携をし、税理士事務所、公認会計士事務所にさらにネットワークを広げ、事業承継の案件探索がますます有利に作用するよう取り組みました。

この結果、当第2四半期累計期間においては計19組の案件が成約し、売上高は1,075百万円、営業利益は501百万円、経常利益は501百万円、四半期純利益は326百万円となりました。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

## (2) キャッシュ・フローの状況

第19期事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は1,525百万円であり、前事業年度末と比べ884百万円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は715百万円(前事業年度は141百万円の支出)と前事業年度に比べ857百万円の増加となりました。これは主に、税引前当期純利益を547百万円計上したこと及び未払金の増加120百万円によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は15百万円(前事業年度は17百万円の収入)となりました。これは主に、関係会社であった株式会社番町不動産を清算したことによる収入9百万円及び投資有価証券売却による収入が3百万円あったことによるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は152百万円(前事業年度は73百万円の支出)となりました。これは、配当金の支払額が16百万円あったものの、第三者割当増資による株式の発行による収入が169百万円あったことによるものであります。

第20期第2四半期累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)

当第2四半期累計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、1,749百万円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は287百万円となりました。これは主に、売上債権の減少額23百万円、未払消費税等の減少額32百万円及び前事業年度に確定した法人税等の支払額238百万円による資金の減少要因があったものの、税引前四半期純利益501百万円及び賞与引当金の増加26百万円による資金の増加要因があったことによるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は2百万円となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出が2百万円あったことによるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は60百万円となりました。これは配当金の支払額60百万円によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 受注実績

該当事項はありません。

### (3) 販売実績

販売実績は、次のとおりであります。

事業の名称	第19期事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)		第20期第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
M&A仲介事業	1,423,702	141.0	1,075,699
合計	1,423,702	141.0	1,075,699

(注) 1. 当社は、M&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

2. 第18期事業年度、第19期事業年度及び第20期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第18期事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)		第19期事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)		第20期 第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
㈱インホールディングス (旧社名㈱インファーマ シーズ)	—	—	—	—	235,000	21.8

第18期事業年度及び第19期事業年度の㈱インホールディングス(旧社名㈱インファーマシーズ)に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3. 上記の金額には消費税は含まれておりません。

4. 第18期事業年度、第19期事業年度及び第20期第2四半期累計期間におけるM&A成約組数の実績は次のとおりであります。

分類の名称	第18期事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	第19期事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	第20期 第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)
M&A成約組数	26	42	19

### 3 【対処すべき課題】

#### (1) 信用力の向上

中堅・中小企業の譲渡希望先にとって、会社を譲渡することは非常に重い決断であるとともに、今まで企業を育ててきた努力を将来の新たな活力に繋げる生涯における一大事であり、譲渡希望先は様々な不安を抱えながら、決断を行い、理想の買収先を求め、交渉を進めていきます。一方、買収希望先にとっては、貴重な経営資源を新たな会社に投下することは新たなリスクを抱えるものであり、慎重に会社を選定し、交渉を進め、決断を行います。

このような状況下、譲渡先と買収先がM&Aを進める上では、仲介会社である当社の信用力が必要不可欠であり、顧客からの安心感を得られる体制を構築することが重要な課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、社会的信用力の向上を目指すとともに、更に信頼される企業となるべく、社内管理体制及びコンプライアンス体制の整備・充実を図ってまいります。また、業務・サービスの品質を高めるべく、従業員の専門性を高めるため社内教育を推進するとともに、徹底的に顧客と向き合い案件を進めていく企業文化を構築するため、案件会議を毎週開催し、社内コミュニケーションの促進、情報の共有を推進してまいります。

#### (2) 譲渡案件探索

M&A仲介事業の拡大のために、譲渡案件の探索及び受託を重要な課題と考えております。

当社では、セミナー開催、広報誌の発行、WEB・新聞・雑誌での記事掲載により、M&Aに関する情報発信による潜在的な譲渡希望ニーズの発掘に取り組んでおりますが、発信する情報の拡充を図るとともに、効果的・効率的に譲渡案件が受託できるよう努めてまいります。この一環として、新たに公開したM&A専門の情報サイト「M & A o n l i n e」上のコンテンツを充実させることで情報発信を強化してまいります。また、経営者の悩みやニーズに適切に応えるべく、潜在的な顧客へのダイレクトマーケティングも持続的に強化してまいります。

一方、金融機関や会計事務所を中心とした業務提携により間接的な案件受託を推進しておりますが、当該受託の増加を図るため、新たな提携先の探索や提携領域の拡大に取り組んでまいります。新たな提携領域として、保険会社や税理士協同組合等との業務提携を開始いたしました。これらの提携関係については更なる強化に努めてまいります。

#### (3) M&A活動エリア、M&A対象分野の拡充

当社は、東京に本社を置くとともに、札幌、仙台、名古屋、大阪、高松、福岡に営業所を設置し、全国の企業をM&A仲介の対象としておりますが、社内の人的資源にも限りがあり、全国全てのエリアにおいてM&Aニーズへの十分な対応ができていないと判断しておりません。このため、顧客ニーズに十分な対応ができていないエリア等を見極め、その時々で注力エリアを選別することで経営資源の有効的な活用を図るとともに、中長期的にはそのエリアの拡大に努めてまいります。

事業承継問題を背景に、中堅・中小企業のM&A市場は活性化している状況ではありますが、事業承継だけに限定することなく、ベンチャー企業のイグジット、事業整理、事業再生目的等多様なM&Aニーズにも対応を図るとともに、M&Aを利用した新たな問題解決手法を創出することも視野に入れ、M&A市場全体が発展していく中で安定的な経営が行えるよう努めてまいります。

#### (4) 人材の確保・育成

当社では、M&A仲介事業を成長させるために最重要となる経営資源は人的資源であると考えており、優秀なM&Aコンサルタントを継続的に獲得し、育成し、維持していくことが課題であると認識しております。

獲得に関しては、専門的な知識を有する人材、多様な分野に精通している人材、営業力・交渉力に長けた人材等の有能な人材を獲得することに注力していく方針としております。とりわけ、当社は公認会計士・税理士が主体となって業務を行うことで、サービスの向上を図っており、公認会計士・税理士の採用を継続的に進めてまいります。

従業員の育成のため、専門的知識や専門的スキルの向上のための社内研修の充実、M&A情報の共有等の施策を図ることとしております。さらに、優秀なM&Aコンサルタントの定着率を向上させるため、成果主義に基づく給与制度や人事考課制度を採用しておりますが、社会環境や組織構造の変化に対応して随時見直しを行うとともに、従業員が積極的に仕事に取り組める環境を整備してまいります。

#### (5) マッチングサイト「M&A市場SMART」の更なる活用

当社では、譲渡希望先の意向によって、インターネット上でのマッチングサイト「M&A市場SMART」に企業名を伏せたまま案件概要を掲載し、買取に関心のある企業を募っております。「M&A市場SMART」を活用し、不特定多数の企業から買取候補先を探索することは、譲渡希望者にとってはより良い条件での譲渡の可能性が高まるとともに、買取候補先にとっても譲渡案件を適時に把握でき、すぐさま買取に参加できることとなり、双方にメリットがあります。このような「M&A市場SMART」の利点を生かし、顧客満足を一層高められるよう、継続的にWEBサイトの更新・強化を図ることで「M&A市場SMART」の利便性を高めるとともに、より多くの企業から「M&A市場SMART」を経由して買取希望を獲得できるよう、その普及に努めてまいります。

### 4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。併せて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識したうえで、発生回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

本項記載の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 事業環境に関連するリスクについて

##### ① M&A市場の低迷

中堅・中小企業のM&A市場は、1990年代以降、オーナー経営者の高齢化に伴う後継者問題等を背景に拡大傾向にあります。また、今後も、ベンチャー企業の出口戦略としてのM&Aの活用やノンコア事業からの撤退手段としてのM&Aの活用等により、市場は更に拡大する可能性があるものと予測しており、当社でも様々なM&Aニーズに対応できるよう体制を整備しております。しかしながら、将来的に後継者問題解決策としてのM&A譲渡ニーズが減少に転ずること、金融市場の動向等によりM&A買取ニーズが減少に転ずること等を要因として、市場が縮小した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、過去にも、リーマンショックや東日本大震災を契機として、M&A買取ニーズの減少によりM&A市場が一時的に縮小した経緯もあり、類似した経済情勢の変化や自然災害の影響を受けて市場が低迷する可能性もあります。

##### ② M&Aに関する法的規制

現状、M&A仲介業務を直接的に規制する法令等はなく、許認可制度や資格制限もありません。しかしながら、今後、法令等の制定・改定により、M&A仲介業務に対する何らかの規制を受けることに至った場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、M&A取引又はM&A制度にかかる金融商品取引法、会社法、税法等の法改正が行われることで、社会におけるM&Aニーズも変化する可能性があり、その結果として、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### ③ 同業者との競合

M&A仲介事業は許認可制度や資格制限もないことに加え、事業の開始にあたって大規模な設備投資も不要であることから、相対的に参入障壁が低い事業であると判断しております。このため、大手事業者から個人事業者まで多数の事業者がM&A事業を展開しており、今後も同業者間での競争が激しくなることが推測されます。

当社では、M&A仲介業務の差別化や顧客からの信頼を向上させるため、これまでの経験により蓄積されたノウハウの社内共有、従業員に対する専門的知識の教育、公認会計士・税理士等の有資格者やM&A実務経験者の積極的な採用等の施策を講じて対応を図っておりますが、競合他社との競争が激化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### ④ 単一セグメント

当社は、M&A仲介事業の単一事業であり、M&Aに影響する環境変化が発生した場合には当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社のM&A仲介事業は、日本国内の企業を仲介対象としており、日本国内の経済環境変化によって当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 事業内容に関連するリスクについて

### ① 案件成約の遅延

M&A仲介事業は、譲渡先と買収先の意向に従い、受託から成約までの一連の業務が進められております。当社は両者のマッチングが円滑に進み、早期に成約に至るよう取り組んでおり、案件の進捗管理を適時に実施しておりますが、両者での条件交渉が難航することや、買収先が手配して実施するデューデリジェンス作業が遅延すること等を要因として、予定通りに案件が進まない場合も想定されます。この結果、当社の事業年度別の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### ② 業績の変動

M&A仲介事業は、受託する案件の規模により、成約報酬も異なっております。当社では、受託案件数を増やすことにより、業績が大きく変動しないよう取り組んでおりますが、案件成約数の一時的な変動や成約案件規模の大小により、四半期又は事業年度毎の一定期間で区切ってみた場合に、期間毎の業績が大きく変動する可能性があります。当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### ③ クレーム、訴訟

当社では、コンプライアンスを遵守してM&Aの仲介業務を行うよう社内体制の整備に努めており、仲介業務については公平・中立的な立場で業務が進められるようビジネス倫理にも配慮しております。また、業務の過程で発生するクレーム等についても、適時適切な対応を図っております。

しかしながら、何らかの要因により、当社が訴訟を提起される可能性もあり、この結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### ④ 人材の獲得、確保、育成

当社が事業を拡大していくには、優秀なM&Aコンサルタントの獲得、育成、維持が重要な課題であると認識し、これに取り組んでおります。しかしながら、人材を適時に確保できない場合、人材が大量に社外流出してしまった場合、あるいは人材育成が計画通りに進展しない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は従業員36名の小規模の組織形態であることから、従業員が欠けるような事態に至った場合の経営成績及び財政状態への影響は相対的に大きいものと考えられます。

#### ⑤ 情報セキュリティの管理

当社は、顧客から情報を入手するに際して、秘密保持契約等を締結し、顧客に対して守秘義務を負っております。当社では、顧客から入手した情報が漏洩しないよう、社内規程を整備し、情報の保管管理を徹底するとともに、役職員に対しても守秘義務に関する教育を行う等の施策を講じております。しかしながら、不測の事態等により、守秘義務の対象となる情報が漏洩した場合、損害賠償請求等の金銭補償や信用力の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑥ 個人情報管理

当社は、メールマガジンの登録及びセミナーの受講等において、個人情報を取得する場合があります。当社では「個人情報の保護に関する法律」に従い、社内規程を整備し、個人情報の厳正な管理を行っております。このような対策に関わらず、個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合、損害賠償請求等の金銭補償や信用力の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) その他のリスクについて

#### ① 大株主及び当社代表取締役について

当社代表取締役 荒井邦彦は、当社の創業者及び経営の最高責任者であり、荒井邦彦の資産管理会社である株式会社K&C Companyとあわせて、本書提出日現在、当社株式の65.5%を所有する大株主であるとともに、経営においても重要な役割を担っております。当社では、過度な依存を回避すべく、会議体での重要な意思決定の徹底、組織としての管理体制の強化、マネジメント層の採用・育成を図っておりますが、現時点において当該役員に対する依存度は高い状況にあるといえます。そのため、何らかの理由により同氏が当社の経営を行うことが困難な状態となり、また、後任となる経営層の採用・育成が進展していなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 配当政策

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営目標と認識しており、剰余金の配当につきましては、内部留保とのバランスを保ちながら、将来の事業展開と経営の体質強化のための内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。このため、安定的かつ固定的な配当施策を採用しておらず、配当が每期変動する可能性があります。この結果、配当政策が株価へ、株価が資金調達へ影響することで、最終的には経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ 自然災害、事故等

当社では自然災害、事故等に備え、サーバーの分散化、データの定期的バックアップ、システム稼働状況の監視によりシステムトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社本社の所在地である関東圏において、大地震、台風等の自然災害や事故等により、設備の損壊や電力供給の制限等の事業に支障を来す事象が発生し、システムの利用が制限された場合、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化

当社は、取締役及び従業員に対するインセンティブを目的として、ストック・オプションを付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、当社株式の1株当たりの価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在におけるストック・オプションによる潜在株式数は201,500株であり、発行済株式総数2,772,000株の7.3%に相当しております。

#### ⑤ 調達資金の使途

当社の株式上場時に予定している公募増資による調達資金の使途につきましては、広告宣伝、人材採用、システム開発、本社移転に伴う設備投資にかかる借入金の返済に充当する予定であります。しかしながら、調達した資金の使途の全てが必ずしも当社の成長に寄与するとは限らず、期待通りの成果をあげられない可能性があります。



## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来生じる実際の結果とは異なる可能性がありますので、ご注意ください。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1)財務諸表注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

また、財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態に関する分析

第19期事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

#### (資産の部)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末に比べ924百万円増加し、1,639百万円となりました。これは、主として現金及び預金が884百万円増加したこと、売掛金が44百万円増加したことによるものであります。

当事業年度末の固定資産は、前事業年度末に比べ10百万円減少し、56百万円となりました。これは、主として関係会社であった株式会社番町不動産の清算により関係会社株式が8百万円減少したことによるものであります。

#### (負債の部)

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べ429百万円増加し、519百万円となりました。これは、主として未払法人税等が244百万円増加したこと及び未払金が120百万円増加したことによるものであります。

#### (純資産の部)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ484百万円増加し、1,177百万円となりました。これは、主として増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ84百万円増加したことに対し、利益剰余金が配当により16百万円減少したものの、当期純利益により329百万円増加したことによるものであります。

第20期第2四半期累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)

#### (資産の部)

当第2四半期会計期間末の流動資産は、前事業年度末に比べ190百万円増加し、1,830百万円となりました。これは、主として売掛金が23百万円減少したものの、現金及び預金が224百万円増加したことによるものであります。当第2四半期会計期間末の固定資産は、前事業年度末に比べ0百万円減少し、56百万円となりました。

#### (負債の部)

当第2四半期会計期間末の流動負債は、前事業年度末に比べ74百万円減少し、445百万円となりました。これは、主として賞与引当金が26百万円増加したものの、買掛金が4百万円減少したこと及び未払法人税等が66百万円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当第2四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ264百万円増加し、1,442百万円となりました。これは、主として利益剰余金が配当により60百万円減少したものの、四半期純利益により326百万円増加したことによるものであります。

### (3) 経営成績の分析

第19期事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

(売上高)

当事業年度の売上高は1,423百万円と、前事業年度に比べ832百万円の増加(前年同期比141.0%増)となりました。この主な要因は、受託活動を強化した結果、M&A成約組数が増加したことに加え、前期に比べ成約案件の取引規模が大きくなったことによるものであります。

(売上総利益)

当事業年度の売上原価は494百万円となり、前事業年度に比べ231百万円の増加(前年同期比87.9%増)となりました。この主な要因は、案件紹介料の増加25百万円、M&Aコンサルタントの増加に伴う給与手当の増加40百万円、賞与の増加150百万円等によるものであります。

この結果、当事業年度の売上総利益は929百万円と、前事業年度に比べて601百万円の増加(前年同期比183.6%増)となりました。

(営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は383百万円となり、前事業年度に比べ146百万円の増加(前年同期比61.5%増)となりました。この主な要因は、役員報酬の増加41百万円、人員増加に伴う給与手当の増加14百万円、賞与の増加23百万円、さらに広告宣伝費の増加16百万円等によるものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は545百万円と、前事業年度に比べて455百万円の増加(前年同期比505.1%増)となりました。

(経常利益)

当事業年度の営業外収益は1百万円となり、前事業年度に比べ2百万円の減少(前年同期比62.1%減)となりました。この主な要因は、前事業年度においては助成金収入2百万円を計上したものの、当事業年度については発生しなかったことによるものであります。

当事業年度の営業外費用は発生しませんでした。

この結果、当事業年度の経常利益は547百万円と、前事業年度に比べて452百万円の増加(前年同期比480.1%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度の特別利益は0百万円となり、前事業年度に比べ15百万円の減少(前年同期比96.4%減)となりました。この主な要因は、前事業年度においては投資有価証券売却益4百万円、関係会社株式売却益12百万円が発生したことによるものであります。

当事業年度の特別損失は発生せず、前事業年度に比べ1百万円の減少となりました。

また、当事業年度の法人税等は218百万円となり、前事業年度に比べ191百万円の増加(前年同期比704.4%増)となりました。

この結果、当事業年度の当期純利益は329百万円と、前事業年度に比べて247百万円の増加(前年同期比301.5%増)となりました。

第20期第2四半期累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)

(売上高)

当第2四半期累計期間の売上高は1,075百万円となりました。これは、計19組の案件が成約したことによるものであります。

(売上総利益)

当第2四半期累計期間の売上原価は346百万円となりました。これは主に、M&A案件にかかる案件紹介料、M&Aコンサルタントの給与手当及び賞与によるものであります。

(営業利益)

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は227百万円となりました。これは、賞与引当金繰入額26百万円等によるものであります。この結果、営業利益は501百万円となりました。

(経常利益)

当第2四半期累計期間の営業外収益は0百万円となりました。これは主に、受取利息によるものであります。この結果、経常利益は501百万円となりました。

(四半期純利益)

当第2四半期累計期間の法人税等は175百万円となりました。この結果、四半期純利益は326百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は会社設立時から、公認会計士・税理士を中心とした会計分野の専門性を有するプロフェッショナル集団であり、中堅・中小企業のM&A仲介事業を主たる事業として展開してまいりました。この方針は、今後の経営戦略でも維持していく方針であります。

中期的な事業の拡大を図るために、事業承継のM&A市場だけにとらわれず、グループ企業のM&A、ベンチャー企業のM&A、事業再生のためのM&A等、事業承継以外のM&A市場でも積極的に活動してまいります。また、M&Aの利便性やM&Aによる問題解決策を広く社会に認知していただけるよう「M&Aonline」等のWEBサイトを通じた情報発信を拡充していく方針であります。さらに、インターネット経由での受託、マッチングを強化するため、「M&A市場SMART」のWEBサイトの更新を図り、利便性を高めていく方針であります。

これらの経営戦略方針の下、持続的な成長を目指していきたいと考えております。また、当社が成長・発展を指向する過程で、日本におけるM&A市場の発展にも寄与したいと考えております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第19期事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

当事業年度における重要な設備投資はありません。

なお、当事業年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

第20期第2四半期累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)

当第2四半期累計期間における重要な設備投資はありません。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却及び売却等はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成27年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都千代田区)	業務施設	4,083	529	1,115	5,727	23 (6)

- (注) 1. 当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均雇用人員を( )外数で記載しております。
5. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。なお、下記金額に消費税等は含まれておりません。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都千代田区)	業務施設	20,073

### 3 【設備の新設、除却等の計画】（平成28年4月30日現在）

#### (1) 重要な設備の新設等

当社の設備投資は、市場動向、財政状態、利益計画等を総合的に勘案して策定しております。

平成28年4月30日現在において、事業拡大に伴う従業員の増員及び案件数の増加に対応するため、本社の移転を計画しており、これにかかる設備の新設計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都千代田区)	業務施設	136,900	—	借入金	平成28年 6月	平成28年 8月	(注) 4

(注) 1. 当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

2. 上記の投資予定額には、敷金保証金が含まれております。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 完成後の増加能力については、計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

(注) 平成28年2月8日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で株式分割に伴う定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は9,980,000株増加し、10,000,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,772,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
計	2,772,000	—	—

(注) 1. 平成28年2月8日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は、2,766,456株増加し、2,772,000株となりました。  
2. 平成28年2月29日開催の臨時株主総会決議により、平成28年2月29日付で1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第1回新株予約権(平成26年6月3日臨時株主総会決議及び平成26年6月7日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成27年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年4月30日)
新株予約権の数(個)	438 (注) 1	403 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	438 (注) 1	201,500 (注) 1, 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	119,000 (注) 2	238 (注) 2, 6
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成35年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 119,000 資本組入額 59,500 (注) 3	発行価格 238 資本組入額 119 (注) 3, 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載と同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式株についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という)を行う場合、その他株式の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整が必要な場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4.
  - ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役ないし監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合として取締役会が認めた場合はこの限りでない。
  - ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
  - ③新株予約権の目的である株式が証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権の権利行使ができるものとする。
  - ④新株予約権者が解任又は懲戒解雇された場合、禁錮刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社と競業関係にある会社の取締役、執行役員、監査役、使用人、顧問、社外協力者となった場合等、新株予約権の発行の目的上、権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合には、当該新株予約権者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
  - ⑤新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めない。
  - ⑥その他の行使の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づき交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ②交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
  - ④交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
上記に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
  - ⑤交付される新株予約権の行使期間  
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の末日までとする。
  - ⑥交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記に定めるところと同様とする。
  - ⑦交付する新株予約権の行使の条件  
上記に定めるところと同様とする。
  - ⑧交付する新株予約権を取得することができる事由及び条件  
上記に定めるところと同様とする。
6. 平成28年2月8日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株を500株にする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。



## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年3月9日 (注) 1	268	5,378	52,260	82,260	52,260	60,010
平成27年8月31日 (注) 2	166	5,544	32,370	114,630	32,370	92,380
平成28年2月29日 (注) 3	2,766,456	2,772,000	—	114,630	—	92,380

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 390,000円

資本組入額 195,000円

割当先 三井住友信託銀行株式会社

2. 有償第三者割当

発行価格 390,000円

資本組入額 195,000円

割当先 大同生命保険株式会社

3. 平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。

## (5) 【所有者別状況】

平成28年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	6	—	5	—	—	27	38	—
所有株式数 (単元)	—	3,420	—	9,575	—	—	14,725	27,720	—
所有株式数 の割合(%)	—	12.3	—	34.5	—	—	53.1	100.0	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,772,000	27,720	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,772,000	—	—
総株主の議決権	—	27,720	—

(注) 平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づく新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権 (平成26年6月7日取締役会決議)

決議年月日	平成26年6月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況①第1回新株予約権」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成28年4月30日現在におきまして、付与対象者のうち当社従業員が退職により1名減少し、当社取締役1名及び当社従業員11名となっております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役職員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

当社は、年1回の期末配当を行うことを基本としており、決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

第19期事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり11,000円の配当を実施することを決定いたしました。この結果、第19期事業年度の配当性向は17.5%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

なお、第19期事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成27年11月24日 定時株主総会決議	60,984	11,000

(注)当社は、平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。上記配当の基準日に当該株式分割が行われたと仮定して算定すると、1株当たり22円に相当します。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員 の 状 況】

男性 6 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率14%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	企画広報室長	荒井 邦彦	昭和45年11月19日生	平成5年4月 太田昭和監査法人(現 新日本有 限責任監査法人)入所 平成9年7月 当社設立、代表取締役社長就任 (現任) ㈱アイン監査役 平成11年6月 ㈱アミューズ監査役 平成17年6月 ㈱セルバンク取締役 平成17年10月	(注) 3	1,814,500 (注) 5
取締役 副社長	執行役員 企業情報部統括 部長	鈴木 伸雄	昭和23年11月28日生	昭和47年4月 協和銀行(現 ㈱りそな銀行)入 行 平成元年8月 協和フィナンシャルフューチャ ーズ(シンガポール)取締役社長 平成4年12月 ㈱あさひ銀行(現 ㈱りそな銀 行) 長岡支店長 平成7年5月 ㈱あさひ銀行(現 ㈱りそな銀 行) シカゴ支店長 平成14年6月 あさひ銀事業投資㈱(現 りそな キャピタル㈱)取締役 平成15年11月 当社入社 平成20年4月 ㈱ISホールディングス取締役 (現任) 平成21年6月 当社取締役副社長就任(現任) 平成21年8月 ㈱セルバンク取締役(現任)	(注) 3	150,000
取締役	執行役員 管理部長	中村 康一	昭和49年6月24日生	平成11年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有 限責任監査法人)入所 平成17年1月 公認会計士中村康一事務所開業 平成17年8月 中村康一税理士事務所開業 平成26年2月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	14,000
取締役	—	田代 正明	昭和16年12月10日生	昭和40年4月 オリエンツ・リース㈱(現 オリ ックス㈱)入社 平成15年6月 同社常務執行役 平成16年2月 同社専務執行役 平成17年3月 ㈱大京取締役 平成17年4月 同社代表取締役社長 平成17年6月 同社取締役兼代表執行役社長 平成22年6月 同社相談役 平成27年11月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	—	荒木 二郎	昭和25年2月24日生	昭和47年4月 住友信託銀行㈱(現 三井住友信 託銀行)入行 平成11年6月 同社執行役員 神戸支店長 平成16年6月 同社代表取締役 専務執行役員 平成18年6月 住信リース㈱(現 三井住友トラ スト・パナソニックファイナンス ㈱)代表取締役社長 平成20年6月 住友信託銀行㈱(現 三井住友信 託銀行)顧問、住友不動産㈱ 顧問 平成21年8月 三協・立山ホールディングス㈱ 監査役 平成24年6月 三協立山㈱監査役 平成26年7月 当社監査役就任(現任) 平成27年8月 三協立山㈱取締役(現任)	(注) 4	7,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	寿藤 聡	昭和39年5月7日生	昭和62年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成4年7月 寿藤聡公認会計士事務所開業 平成10年6月 当社監査役就任(現任) 平成14年8月 税理士法人ブレイン総合会計代表社員 平成18年10月 ㈱パートナーズ・ホールディングス取締役 ㈱パートナーズ・コンサルティング代表取締役 ㈱パートナーズ・アセット・アドバイザリー代表取締役 平成20年4月 ㈱グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役 平成22年4月 寿藤会計事務所入所 平成27年1月 税理士法人ブレイン総合会計代表(現任)	(注) 4	7,500
監査役	—	黒松 百亜	昭和49年8月22日生	平成13年12月 弁護士登録、御正・市原法律事務所入所 平成16年3月 田邨・大橋・横井法律事務所(現 晴海協和法律事務所)入所(現任) 平成27年11月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
計						1,993,500

- (注) 1. 取締役田代正明は、社外取締役であります。
2. 監査役荒木二郎、寿藤聡及び黒松百亜は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成28年2月29日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成28年2月29日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長荒井邦彦の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社K&C Companyが所有する株式数を含んでおります。
6. 当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役との兼任者2名に加え、執行役員兼第1企業情報部部长 石塚辰八、執行役員兼第2企業情報部部长 金田和也、執行役員兼第3企業情報部部长 石垣圭史の3名の計5名で構成されております。
7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
神谷 和彦	昭和22年8月28日生	昭和47年11月 昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成7年5月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員 平成22年7月 神谷和彦公認会計士事務所開設(現任) 平成23年5月 わらべや日洋㈱監査役(現任) 平成25年6月 ㈱ISホールディングス監査役(現任) 平成27年6月 戸田建設㈱監査役(現任)	—

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、「人を創り、人に尽くす」の企業理念の下、当社を取り巻くステークホルダーの利益を守り、ステークホルダーの期待に応えていくため、経営の健全性、効率性、透明性の視点からコーポレート・ガバナンスの強化に努め、更なる改善を図り、持続的な企業成長を目指すことを基本方針としております。

#### ① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

##### イ 会社の機関の基本説明

当社では、会社法上の機関として、取締役会、監査役会、会計監査人を設置し、業務執行機能を強化するため執行役員制度を導入するとともに、日常的に生ずる課題に迅速に対応し、情報を共有するために経営会議を設置しております。また、有効な内部統制を構築するために内部監査室を設置し、コンプライアンス体制を強化するためにコンプライアンス推進委員会を設置しております。更に、必要に応じて、弁護士等の外部専門家に助言をいただくことで、コーポレート・ガバナンス体制を補強しております。

##### a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令・定款に定められた事項、取締役会規程に従い、当社の業務執行を決定し、取締役の職務遂行を監督しております。社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

なお、業務執行は、執行役員5名を選任し、一部の権限を委譲した組織運営を行っておりますが、執行役員の業務執行については取締役会で監督を行っております。

##### b 監査役会・監査役

当社は、平成27年8月期までは会社法関連法令に基づく監査役設置会社でありましたが、平成27年11月24日開催の定時株主総会で、監査役の追加選任を行い監査役会設置会社に移行しました。現在、監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監督し、取締役の職務執行を含む日常の業務活動を監査しております。社外監査役は、経営経験者、公認会計士・税理士、弁護士であり、それぞれの経験を生かした視点で監査しております。

監査役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討、監査役相互の情報共有等を行っております。

##### c 執行役員

当社は、業務執行機能を強化し、機動的な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行っております。執行役員は、5名(うち、取締役との兼務は2名)で、任期は取締役と同じとしております。

##### d 経営会議

毎週1回、常勤取締役、執行役員、常勤監査役から構成される経営会議を開催し、業務執行の状況報告、案件の進捗状況や受託状況について検討、日常的に発生する問題事項の討議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

##### e コンプライアンス推進委員会

当社は、社内のコンプライアンス意識を高め、全社的な視点でコンプライアンスを推進していくためにコンプライアンス推進委員会を設置しております。社長が委員長となり、必要に応じて開催する方針としております。

##### f 内部監査

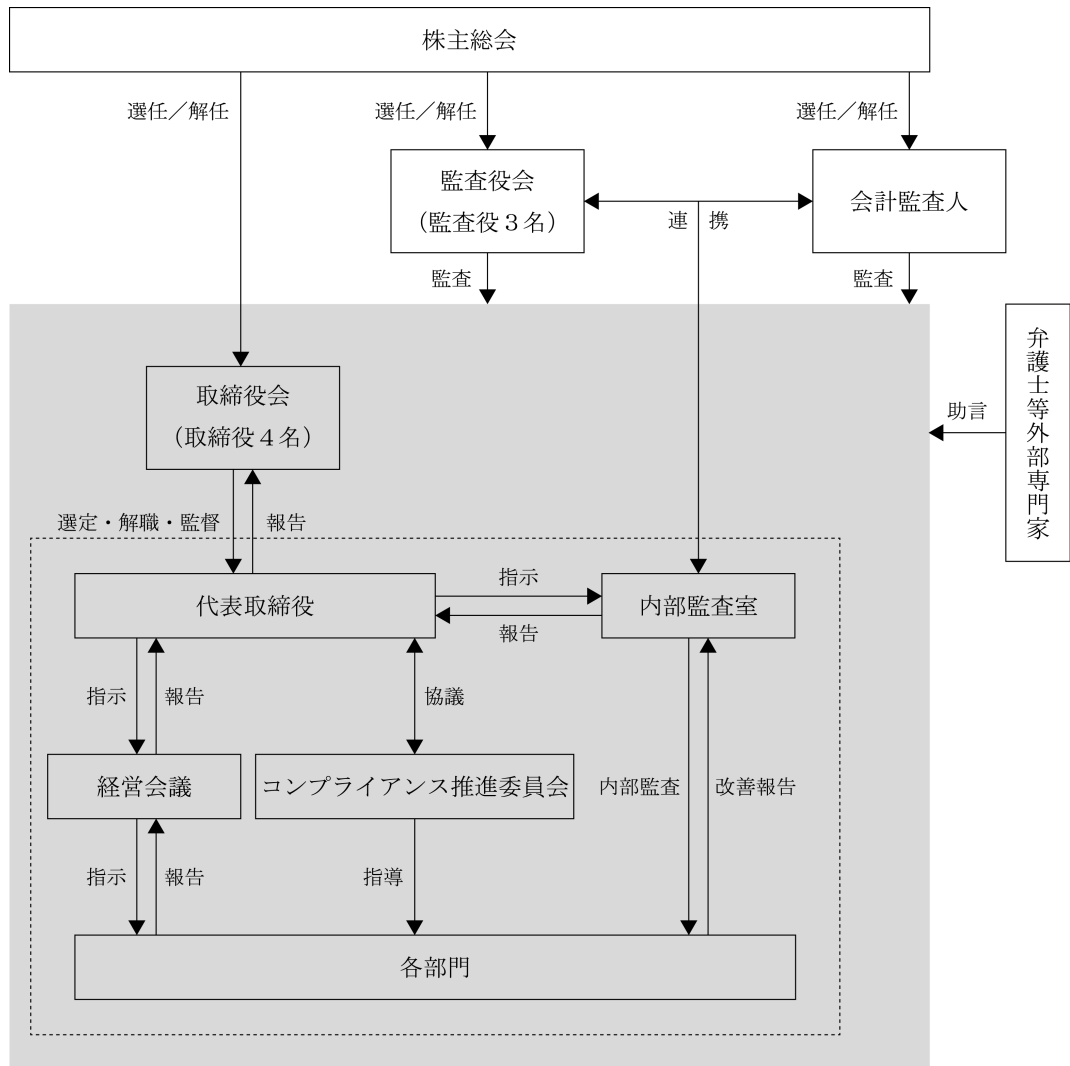
当社は、社長直轄組織である内部監査室を設け、法令及び社内規程への遵守、不正防止、業務の効率化・社内管理の有効化等の視点で業務監査等を実施しており、重要な問題が検出された場合には社長及び監査役会に報告するとともに、その改善対応についても確認を行っております。

##### g 会計監査人

当社は、平成27年11月24日開催の定時株主総会で、会計監査人設置会社に移行しました。現在は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。

ロ コーポレート・ガバナンスの体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。



## ハ 内部統制システムの整備状況

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応じていくことを企業倫理として醸成していき、コンプライアンス推進委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
  - ・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、必要に応じて外部専門家に協力いただきながら対応に努める。
  - ・反社会的勢力との取引排除に向けて、反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内にて周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・文書管理規程、営業秘密等管理規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。
  - ・個人情報保護規程、情報システム管理運用規程等を制定し、安全に情報が管理される体制を構築する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク管理規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。
  - ・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応を図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。
- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社に關係会社は存在しないものの、新たに關係会社が生じた場合には、遅滞なく關係会社の管理のための規程を制定し、適切な管理体制を構築するものとする。
- f 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、その使用人の独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合又は補助すべき使用人の増員を求めた場合、監査役と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
  - ・監査人の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、その使用に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査役会に移譲されるものとする。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・毎月定期的に取締役会を開催し、取締役から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等を報告するものとする。更に、監査役は、定期的に社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理部担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。
- h 監査役職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項
  - ・監査役会は、毎年、監査役職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に関係しないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じる。
- i その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役は、監査役が監査環境の整備、向上に協力する。
  - ・監査役は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。



## ニ 内部監査及び監査役監査

内部監査については、社長直轄組織の内部監査室を設置し、専任の内部監査人を1名、兼任の補助者を1名配置し、内部監査規程に従い、内部監査を実施しております。

監査役監査については、経営経験のあるものを常勤監査役として選任し、取締役会への出席のほか、経営会議への出席、取締役及び従業員からの個別の意見聴取、社内資料の定期的な閲覧、事業所への視察等を通じて、社内情報を集積するとともに、取締役の経営判断や職務遂行の監査を行っております。また、定期的に監査役会を開催し、非常勤監査役との情報共有を行うとともに、非常勤監査役の持つ専門性を生かして、適切な監査判断ができる体制としております。

内部監査人と監査役は、定期的に面談を行い、相互に情報共有を行うとともに、問題点が検出された場合には、相互の役割を生かして、改善状況を監督又は確認しております。

## ホ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、塚原克哲氏、佐藤義仁氏であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、公認会計士試験合格者等1名であります。

## ヘ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名であり、社外取締役と当社の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。社外取締役である田代正明氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験があり、その経験から、社外取締役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。

当社の社外監査役は3名であり、社外監査役と当社の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役のうち、荒木二郎氏は金融機関の経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しており、寿藤聡氏は公認会計士及び税理士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、黒松百亜氏は弁護士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、いずれも社外監査役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。

当社では、社外取締役及び社外監査役の選任にあたって、当社と利害関係がなく、独立性を保持していること、高い専門性や豊富な経営経験を有していることを重視しております。また、当社では優秀な人材を社外役員として確保するため、優秀な社外役員が萎縮せずに能力を発揮できる環境を整備する目的で、社外役員の責任限定制度を採用しております。

社外取締役及び社外監査役については、会計監査人と適宜ディスカッションすることで情報共有や意見交換し、両者で連携を図っております。更に、社外取締役及び社外監査役は内部監査人とも定期的に面談を行うことで、内部監査人とも連携しております。社外取締役及び社外監査役に対しては、管理部担当取締役が窓口となって、適宜必要な報告及び連絡を行うことで、情報が把握できる体制としております。

## ② リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制としては、リスク管理規程を定めるとともに、日常的に発生するリスクについては経営会議において報告・検討され、未然防止及び早期対応を図るよう努めております。例外的又は突発的なリスクに関しては、必要に応じてリスク管理委員会を設置して、対応を図る予定としております。

また、リスクの未然防止のために、コンプライアンス推進委員会が中心となり、役職員のコンプライアンス意識の向上、コンプライアンス遵守を優先する組織風土の構築のための施策を検討するとともに、各部門への指導を行っております。

③ 役員報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	89,371	57,900	—	31,471	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	5,790	5,790	—	—	—	2

ロ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

重要事項はありません。

ニ 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議(取締役の報酬 年額400百万円以内、監査役の報酬年額50百万円以内)を得ております。各役員に対する月額固定報酬について、役位、職務内容、職務量等を踏まえ、取締役の報酬は取締役会で決議し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。なお、業績に対する経営責任を明確にする観点から、固定的な報酬と業績連動の報酬に区分し、業績連動報酬については、取締役会で決議しております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑦ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年2月末日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。

⑧ 自己株式の取得

当社は、環境変化に対応して、機動的な資本政策の実行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

⑨ 役員の実任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間で、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。当社は、社外取締役及び監査役との間で当該責任限定契約を締結しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
6,000	—	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、当社規模、特性及び監査日数等の諸要素を勘案し、当社と監査法人で協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成25年9月1日から平成26年8月31日まで)及び当事業年度(平成26年9月1日から平成27年8月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成27年12月1日から平成28年2月29日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年9月1日から平成28年2月29日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、前事業年度は連結財務諸表は作成しておりません。

なお、当該子会社であった株式会社番町不動産は、平成27年1月15日付けで清算終了しており、子会社がありませんので、当事業年度は連結財務諸表を、第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間は四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等への確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナーへ参加するほか、財務・会計の専門誌の定期購読を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年8月31日)	当事業年度 (平成27年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	640,550	1,525,121
売掛金	17,995	62,500
前払費用	12,790	13,958
未収還付法人税等	38,284	—
繰延税金資産	—	27,143
その他	6,114	11,465
貸倒引当金	△133	△378
流動資産合計	715,602	1,639,810
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,047	11,501
減価償却累計額	△1,975	△2,701
建物（純額）	8,072	8,799
工具、器具及び備品	2,124	2,356
減価償却累計額	△1,233	△1,528
工具、器具及び備品（純額）	890	828
有形固定資産合計	8,962	9,628
無形固定資産		
ソフトウェア	1,404	1,115
無形固定資産合計	1,404	1,115
投資その他の資産		
投資有価証券	19,909	23,719
関係会社株式	8,497	—
関係会社長期貸付金	1,000	—
繰延税金資産	—	731
その他	27,497	21,567
投資その他の資産合計	56,903	46,017
固定資産合計	67,270	56,760
資産合計	782,873	1,696,571

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年8月31日)	当事業年度 (平成27年8月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	16,562	13,733
未払金	67,591	188,476
未払法人税等	—	244,064
繰延税金負債	1,797	—
預り金	4,370	1,267
その他	—	71,884
流動負債合計	90,322	519,426
<b>固定負債</b>		
繰延税金負債	122	—
固定負債合計	122	—
負債合計	90,445	519,426
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	30,000	114,630
資本剰余金		
資本準備金	7,750	92,380
資本剰余金合計	7,750	92,380
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	653,187	965,949
利益剰余金合計	653,187	965,949
株主資本合計	690,937	1,172,959
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,490	4,185
評価・換算差額等合計	1,490	4,185
純資産合計	692,427	1,177,145
負債純資産合計	782,873	1,696,571

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間  
(平成28年2月29日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,749,588
売掛金	38,978
その他	42,262
貸倒引当金	△233
流動資産合計	1,830,596
固定資産	
有形固定資産	8,570
無形固定資産	969
投資その他の資産	47,158
固定資産合計	56,698
資産合計	1,887,294
負債の部	
流動負債	
買掛金	8,744
未払金	188,195
未払法人税等	177,110
賞与引当金	26,400
その他	44,743
流動負債合計	445,193
負債合計	445,193
純資産の部	
株主資本	
資本金	114,630
資本剰余金	92,380
利益剰余金	1,231,525
株主資本合計	1,438,535
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	3,565
評価・換算差額等合計	3,565
純資産合計	1,442,100
負債純資産合計	1,887,294

## ② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月 31日)	当事業年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月 31日)
売上高	590,823	1,423,702
売上原価	263,027	494,188
売上総利益	327,795	929,514
販売費及び一般管理費	※ 237,626	※ 383,863
営業利益	90,169	545,650
営業外収益		
受取利息	149	197
受取配当金	1,270	918
助成金収入	2,279	—
還付加算金	—	496
その他	597	15
営業外収益合計	4,297	1,627
営業外費用		
支払利息	87	—
その他	38	—
営業外費用合計	125	—
経常利益	94,341	547,278
特別利益		
投資有価証券売却益	4,136	—
関係会社株式売却益	12,193	—
関係会社清算益	—	591
特別利益合計	16,329	591
特別損失		
関係会社株式評価損	1,503	—
特別損失合計	1,503	—
税引前当期純利益	109,168	547,870
法人税、住民税及び事業税	26,152	249,665
法人税等調整額	1,041	△30,909
法人税等合計	27,194	218,756
当期純利益	81,974	329,113



【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)		当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	177,529	67.5	375,979	76.1
II 経費	※2	85,497	32.5	118,208	23.9
当期売上原価		263,027	100.0	494,188	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)		当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	
※1 人件費の主な内訳は次のとおりであります。		※1 人件費の主な内訳は次のとおりであります。	
給与手当	90,659千円	給与手当	131,012千円
賞与	69,458千円	賞与	219,638千円
※2 経費の主な内訳は次のとおりであります。		※2 経費の主な内訳は次のとおりであります。	
案件紹介料	50,530千円	案件紹介料	76,528千円
旅費交通費	23,272千円	旅費交通費	33,687千円
外注作業費	8,404千円	外注作業費	3,033千円

【四半期損益計算書】  
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)
売上高	1,075,699
売上原価	346,608
売上総利益	729,091
販売費及び一般管理費	※ 227,585
営業利益	501,505
営業外収益	
受取利息	162
その他	8
営業外収益合計	171
経常利益	501,677
税引前四半期純利益	501,677
法人税、住民税及び事業税	171,473
法人税等調整額	3,643
法人税等合計	175,116
四半期純利益	326,560

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	30,000	7,750	7,750	634,577	634,577	672,327	—	—	672,327
当期変動額									
剰余金の配当				△63,364	△63,364	△63,364			△63,364
当期純利益				81,974	81,974	81,974			81,974
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							1,490	1,490	1,490
当期変動額合計	—	—	—	18,610	18,610	18,610	1,490	1,490	20,100
当期末残高	30,000	7,750	7,750	653,187	653,187	690,937	1,490	1,490	692,427

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	30,000	7,750	7,750	653,187	653,187	690,937	1,490	1,490	692,427
当期変動額									
新株の発行	84,630	84,630	84,630			169,260			169,260
剰余金の配当				△16,352	△16,352	△16,352			△16,352
当期純利益				329,113	329,113	329,113			329,113
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							2,695	2,695	2,695
当期変動額合計	84,630	84,630	84,630	312,761	312,761	482,021	2,695	2,695	484,717
当期末残高	114,630	92,380	92,380	965,949	965,949	1,172,959	4,185	4,185	1,177,145

## ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月 31日)	当事業年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月 31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	109,168	547,870
減価償却費	1,258	1,309
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	107	245
受取利息及び受取配当金	△1,420	△1,115
支払利息	87	—
関係会社株式評価損	1,503	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	△4,136	—
関係会社株式売却損益 (△は益)	△12,193	—
関係会社清算損益 (△は益)	—	△591
売上債権の増減額 (△は増加)	△14,025	△44,504
仕入債務の増減額 (△は減少)	8,195	△2,828
未払金の増減額 (△は減少)	△41,227	120,884
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△17,892	72,484
その他	△11,890	△7,042
小計	17,534	686,710
利息及び配当金の受取額	1,416	1,118
利息の支払額	△87	—
法人税等の支払額	△160,300	△13,056
法人税等の還付額	—	40,889
営業活動によるキャッシュ・フロー	△141,436	715,662
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	10,012	—
有形固定資産の取得による支出	△4,741	△1,686
無形固定資産の取得による支出	△1,447	—
投資有価証券の売却による収入	4,223	3,833
関係会社株式の取得による支出	△3,000	—
関係会社株式の売却による収入	20,343	—
関係会社の清算による収入	—	9,088
関係会社貸付金の回収による収入	—	1,000
敷金及び保証金の差入による支出	△5,676	—
敷金及び保証金の回収による収入	—	3,763
その他	△2,011	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,703	15,999
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	△10,160	—
株式の発行による収入	—	169,260
配当金の支払額	△63,364	△16,352
財務活動によるキャッシュ・フロー	△73,524	152,908
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△197,254	884,570
現金及び現金同等物の期首残高	837,805	640,550
現金及び現金同等物の期末残高	※ 640,550	※ 1,525,121

## 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益		501,677
減価償却費		2,568
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△145
賞与引当金の増減額 (△は減少)		26,400
受取利息及び受取配当金		△162
売上債権の増減額 (△は増加)		23,521
仕入債務の増減額 (△は減少)		△4,988
未払金の増減額 (△は減少)		△1,431
未払消費税等の増減額 (△は減少)		△32,617
その他		11,669
小計		526,491
利息及び配当金の受取額		162
法人税等の支払額		△238,748
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>287,905</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出		△215
敷金及び保証金の差入による支出		△2,238
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>△2,453</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額		△60,984
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>△60,984</b>
<b>現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)</b>		<b>224,467</b>
現金及び現金同等物の期首残高		1,525,121
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>		<b>※ 1,749,588</b>

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～22年

工具、器具及び備品 4～10年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～22年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額、並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
役員報酬	53,480千円	95,161千円
給与手当	14,344千円	28,725千円
賞与	2,803千円	26,604千円
地代家賃	27,649千円	32,220千円
減価償却費	1,258千円	1,309千円
貸倒引当金繰入額	107千円	245千円
広告宣伝費	66,195千円	82,999千円
おおよその割合		
販売費	31%	24%
一般管理費	69%	76%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,110	—	—	5,110
合計	5,110	—	—	5,110
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年10月25日 定時株主総会	普通株式	63,364	12,400	平成25年8月31日	平成25年10月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月25日 定時株主総会	普通株式	16,352	利益剰余金	3,200	平成26年8月31日	平成26年11月26日



当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	5,110	434	—	5,544
合計	5,110	434	—	5,544
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注)変動事由の概要

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による増加 434株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月25日 定時株主総会	普通株式	16,352	3,200	平成26年8月31日	平成26年11月26日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月24日 定時株主総会	普通株式	60,984	利益剰余金	11,000	平成27年8月31日	平成27年11月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
現金及び預金勘定	640,550千円	1,525,121千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	640,550	1,525,121

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達する方針としております。一時的な余資は主に流動性の高い金融商品で運用し、また短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により調達する方針としております。

また、デリバティブ取引等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、毎月取引先毎に回収状況及び債権残高を管理することによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財政状態等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、十分な手元流動性を維持すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2. 参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	640,550	640,550	—
(2) 売掛金	17,995	17,995	—
(3) 未収還付法人税等	38,284	38,284	—
(4) 投資有価証券	8,379	8,379	—
資産計	705,209	705,209	—
(1) 買掛金	16,562	16,562	—
(2) 未払金	67,591	67,591	—
負債計	84,154	84,154	—

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

### 負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成26年8月31日)
非上場株式	11,530
関係会社株式	8,497

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

関係会社株式については市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	640,550	—	—	—
売掛金	17,995	—	—	—
未収還付法人税等	38,284	—	—	—
合計	696,830	—	—	—

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達する方針としております。一時的な余資は主に流動性の高い金融商品で運用し、また短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により調達する方針としております。

また、デリバティブ取引等の投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理(取引先の契約不履行等に係るリスク)

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、毎月取引先毎に回収状況及び債権残高を管理することによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財政状態等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、十分な手元流動性を維持すること等により流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2. 参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,525,121	1,525,121	—
(2) 売掛金	62,500	62,500	—
(3) 投資有価証券	12,189	12,189	—
資産計	1,599,810	1,599,810	—
(1) 買掛金	13,733	13,733	—
(2) 未払金	188,476	188,476	—
(3) 未払法人税等	244,064	244,064	—
負債計	446,274	446,274	—

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### 資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

### 負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年8月31日)
非上場株式	11,530

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,525,121	—	—	—
売掛金	62,500	—	—	—
合計	1,587,621	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,497千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	8,379	6,009	2,369
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	8,379	6,009	2,369
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		8,379	6,009	2,369

3. 売却したその他有価証券

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	4,819	2,830	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	3,237	1,305	—
合計	8,057	4,136	—

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	12,189	6,009	6,179
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	12,189	6,009	6,179
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		12,189	6,009	6,179

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回(平成26年) ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1, 2	普通株式 219,000株
付与日	平成26年6月23日
権利確定条件	権利行使時において、当社又は関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。 普通株式が証券取引所に上場された場合に限り、権利行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年7月1日～平成35年8月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成26年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回(平成26年) ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	219,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	219,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っており、株式分割後に換算して記載しております。

② 単価情報

		第1回(平成26年) ストック・オプション
権利行使価格	(円)	238
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

(注) 平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は株式分割後の権利行使価格により記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。なお、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となった当社の株式の評価方法は、純資産価値方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) ストック・オプションの本源的価値の合計額 一千元
- (2) 権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

		第1回(平成26年) ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数		当社取締役 1名 当社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1, 2		普通株式 219,000株
付与日		平成26年6月23日
権利確定条件		権利行使時において、当社又は関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。 普通株式が証券取引所に上場された場合に限り、権利行使することができる。
対象勤務期間		対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間		平成28年7月1日～平成35年8月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。



(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成27年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回(平成26年) ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	219,000
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	219,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っており、株式分割後に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回(平成26年) ストック・オプション
権利行使価格 (円)	238
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は株式分割後の権利行使価格により記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。なお、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となった当社の株式の評価方法は、純資産価値方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) ストック・オプションの本源的価値の合計額 一千円

(2) 権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成26年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年8月31日)
繰延税金資産	
未払社会保険料	1,231千円
一括償却資産	468
投資有価証券評価損	1,797
その他	557
繰延税金資産小計	4,054
評価性引当額	△1,797
繰延税金資産計	2,257
繰延税金負債	
未収事業税	△3,298
その他有価証券評価差額金	△878
繰延税金負債計	△4,177
繰延税金資産の純額	△1,920

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成26年8月31日)
法定実効税率	39.4%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.1
住民税均等割	1.2
評価性引当額の増減	△9.5
その他	△1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の39.4%から37.1%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度(平成27年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年8月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	16,260千円
未払賞与	7,834
未払社会保険料	1,923
一括償却資産	1,114
投資有価証券評価損	1,562
その他	1,172
繰延税金資産計	29,868
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,993
繰延税金負債計	△1,993
繰延税金資産の純額	27,874

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成27年8月31日)
法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0
住民税均等割	0.4
税額控除	△2.9
留保金課税	4.6
評価性引当額の増減	△0.3
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることになりました。また、当事業年度中において当社の資本金が1億円超となり、外形標準課税適用法人になったことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.1%から平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.3%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

	当事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
関連会社に対する投資の金額	— 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	—
持分法を適用した場合の投資利益の金額	5,400

(注) 当社の関連会社でありましたビバルコ・ジャパン株式会社は、平成26年4月に保有する株式の一部を売却したため、関連会社ではなくなっております。

このため「関連会社に対する投資の金額」及び「持分法を適用した場合の投資の金額」には、当該関連会社に対する投資の金額及び持分法を適用した場合の投資の金額を記載しておりませんが、「持分法を適用した場合の投資利益の金額」には、当社の関連会社であった期間における持分法を適用した場合の投資利益の金額を記載しております。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

当社の事業は、M&A仲介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

当社の事業は、M&A仲介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はありませんので、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	ビバルコ・ ジャパン(株)	東京都 千代田区	10,000	コンサルテ ィング業	—	—	関係会社 株式の譲渡	譲渡価額 20,343  (売却益 12,193)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) ビバルコ・ジャパン(株)への関係会社株式の譲渡は、当社が保有する同社株式の譲渡であり、譲渡価額は純資産に基づき決定しております。
- (2) ビバルコ・ジャパン(株)は、当社が所有する株式を売却したことにより、関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
1株当たり純資産額	271.01円	424.66円
1株当たり当期純利益金額	32.08円	125.62円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。前事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
当期純利益金額(千円)	81,974	329,113
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	81,974	329,113
期中平均株式数(株)	2,555,000	2,619,841
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数438個)。これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1.株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類(新株予約権の数438個)。これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1.株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)

1. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成28年2月8日開催の取締役会決議において、平成28年2月29日付で株式分割を行うとともに、平成28年2月29日開催の臨時株主総会決議において、単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上を図るため、普通株式1株を500株に株式分割し、全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 株式分割の方法

平成28年2月28日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する普通株式1株につき500株の割合をもって分割しております。

(3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	5,544株
今回の分割により増加する株式数	2,766,456株
株式分割後の発行済株式総数	2,772,000株
株式分割後の発行可能株式総数	10,000,000株

(4) 分割の日程

基準日公告日	平成28年2月12日
基準日	平成28年2月28日
効力発生日	平成28年2月29日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響等

これによる影響については、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「注記事項(1株当たり情報)」に記載しております。

(6) 新設する単元株式数の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

(7) 新設の日程

効力発生日	平成28年2月29日
-------	------------

2. 当社は、平成28年3月24日付で以下の借入を実行いたしました。

(1) 資金用途

本社移転にかかる設備投資及び移転費用

(2) 借入先の名称

株式会社りそな銀行

(3) 借入金額

150,000千円



- (4) 借入利率  
TIBORに基づく基準金利＋スプレッド
- (5) 借入の実施時期  
平成28年3月24日から平成28年9月30日まで
- (6) 担保提供資産又は保証の内容  
なし

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)
賞与引当金繰入額	26,400千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)
現金及び預金勘定	1,749,588千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	一千円
現金及び現金同等物	1,749,588千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月24日 定時株主総会	普通株式	60,984	11,000	平成27年8月31日	平成27年11月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、M&A仲介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年2月29日)
1株当たり四半期純利益金額	117円81銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	326,560
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	326,560
普通株式の期中平均株式数(株)	2,772,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 当社は、平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 当社は、平成28年3月24日付で以下の借入を実行いたしました。

(1) 資金用途

本社移転にかかる設備投資及び移転費用

(2) 借入先の名称

株式会社りそな銀行

(3) 借入金額

150,000千円

(4) 借入利率

TIBORに基づく基準金利＋スプレッド

(5) 借入の実施時期

平成28年3月24日から平成28年9月30日まで

(6) 担保提供資産又は保証の内容

なし

⑤ 【附属明細表】（平成27年8月31日現在）

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	日本航空㈱	2,000	8,630
		ばんせいホールディングス㈱	17,000	5,355
		新三平建設㈱	100	5,000
		ANAホールディングス㈱	10,000	3,559
		㈱セルバンク	105	1,175
計		29,205	23,719	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	11,501	2,701	726	8,799
工具、器具及び備品	—	—	—	2,356	1,528	294	828
有形固定資産計	—	—	—	13,858	4,229	1,020	9,628
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	1,447	332	289	1,115
無形固定資産計	—	—	—	1,447	332	289	1,115

(注) 有形固定資産の金額及び無形固定資産の金額が、それぞれ資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	133	378	—	133	378

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成27年8月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	107
預金	
普通預金	1,474,663
定期預金	50,350
計	1,525,103
合計	1,525,121

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
M&A譲渡先オーナー(個人)A	24,300
㈱フェイバリット	20,520
㈱丸三北栄商会	10,800
㈱プロフェッションネットワーク	1,372
M&A譲渡先オーナー(個人)B	1,080
M&A譲渡先オーナー(個人)C	1,080
その他	3,348
合計	62,500

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{2}{(B)}$ 365
17,995	1,537,598	1,493,094	62,500	96.0	9.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 買掛金

相手先	金額(千円)
多摩信用金庫	7,800
㈱AMIRIE	2,592
案件紹介者(個人)	2,160
㈱武蔵野銀行	540
㈱四国銀行	216
税理士法人小山会計	216
その他	209
合計	13,733

④未払金

区分	金額(千円)
従業員賞与	131,060
役員賞与	31,471
社会保険料	7,860
㈱セディナ	1,557
有限責任 あずさ監査法人	1,080
その他	15,446
合計	188,476

⑤未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	157,744
住民税	37,135
事業税	49,184
合計	244,064

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日より翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後より3か月以内
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 電子公告掲載URL <a href="http://www.strike.co.jp/">http://www.strike.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。



## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年10月31日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	吉本 和巨	香川県高松市	業務提携先	10	1,190,000 (119,000)	所有者の事情による
平成26年2月17日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	中村 康一	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の取締役)	15	1,785,000 (119,000)	取締役就任のため
平成26年3月31日	相川 未薫	東京都港区	当社従業員	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	8	952,000 (119,000)	所有者の事情による
平成26年4月3日	小林 憲司	東京都三鷹市	特別利害関係者等(資本的関係会社の役員)	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	10	1,190,000 (119,000)	所有者の事情による
平成26年4月15日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	野々 博	神奈川県川崎市宮前区	元当社従業員	15	1,785,000 (119,000)	所有者の事情による
平成26年4月15日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	荒木 二郎	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社の監査役)	15	1,785,000 (119,000)	監査役就任のため
平成26年4月15日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	寿藤 聡	神奈川県川崎市中原区	特別利害関係者等(当社の監査役)	5	595,000 (119,000)	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年4月15日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	大村 健	東京都渋谷区	取引先	5	595,000 (119,000)	所有者の事情による
平成26年4月15日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	税理士法人 プロネット 代表社員 井上 昭二	福岡県福岡市博多区東比恵2丁目7番14号	業務提携先	5	595,000 (119,000)	所有者の事情による
平成26年4月15日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	竹村 聡	奈良県香芝市	業務提携先	5	595,000 (119,000)	所有者の事情による
平成26年4月15日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	佐藤 弘樹	東京都練馬区	当社従業員	7	833,000 (119,000)	所有者の事情による
平成26年4月15日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	服部 勝哉	東京都杉並区	当社従業員	2	238,000 (119,000)	所有者の事情による
平成26年4月15日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	阿部 仁紀	宮城県仙台市青葉区	業務提携先	12	1,428,000 (119,000)	所有者の事情による
平成26年4月15日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	小池 繁	神奈川県横浜港区北區	当社従業員	3	357,000 (119,000)	所有者の事情による
平成26年4月15日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	神谷 建一郎	東京都中央区	当社従業員	5	595,000 (119,000)	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年4月15日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	今城 彰	神奈川県逗子市	取引先	10	1,190,000 (119,000)	所有者の事情による
平成26年4月15日	番町ホールディングス株式会社 代表取締役 鈴木 伸雄	東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル5階	特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	小野寺 明則	北海道札幌市白石区	業務提携先	10	1,190,000 (119,000)	所有者の事情による
平成26年8月25日	小林 憲司	東京都三鷹市	元資本的関係会社の取締役	中村 康一	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の取締役)	5	595,000 (119,000)	関係会社との資本的関係解消のため
平成26年8月25日	安室 保宏	神奈川県横浜市区	元関係会社の従業員	渋谷 大	東京都江戸川区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1	119,000 (119,000)	関係会社との資本的関係消滅のため
平成27年8月31日	野々 博	神奈川県川崎市宮前区	元当社従業員	中村 康一	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の取締役)	8	3,120,000 (390,000)	所有者の事情による
平成28年2月26日	山梨中銀経営コンサルティング株式会社 代表取締役 広瀬 猛弘	山梨県甲府市丸の内1丁目20番8号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社名古屋銀行 取締役頭取 中村 昌弘	愛知県名古屋市中区錦3丁目19番17号	業務提携先	25	22,500,000 (900,000)	取引関係強化のため

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成25年9月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてとされており、
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされており、また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており、同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるものとされており、また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるものとされており、
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- 純資産方式に基づき算出した価格、又はDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式を併用して算出した価格を参考として、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 特別利害関係者等であった番町ホールディングス株式会社は、取締役の鈴木伸雄と元取締役の石塚辰八の資産管理会社であり、平成26年4月30日付けで解散、平成26年8月21日付けで清算終了しております。
6. 当社は、平成28年2月8日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の移動に係る移動株数及び単価は、株式分割前の移動株数及び単価を記載しております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	新株予約権①
発行年月日	平成27年3月9日	平成27年8月31日	平成26年6月23日
種類	普通株式	普通株式	第1回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	268株	166株	普通株式 438株
発行価格	390,000円 (注)3	390,000円 (注)3	119,000円 (注)4
資本組入額	195,000円	195,000円	59,500円
発行価額の総額	104,520,000円	64,740,000円	—
資本組入額の総額	52,260,000円	32,370,000円	52,122,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	平成26年6月3日開催の臨時株主総会、平成26年6月7日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	—

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成27年8月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
  3. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカウントッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式を併用して算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、純資産方式に基づき算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき119,000円
行使期間	平成28年7月1日から 平成35年8月31日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 退職により従業員1名、35株分の権利が喪失しております。

6. 平成28年2月8日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株を500株に株式分割を行っておりますが、上記の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は、株式分割前の数値で記載しております。

## 2 【取得者の概況】

### 株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
三井住友信託銀行株式会社 取締役社長 常陸 均 資本金 342,037百万円	東京都中央区丸の内 1丁目4番1号	信託銀行	268	104,520,000 (390,000)	業務提携先

(注) 平成28年2月8日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株を500株に株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

### 株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
大同生命保険株式会社 代表取締役社長 工藤 稔 資本金 110,000百万円	大阪府大阪市西区江 戸堀1丁目2番1号	生命保険	166	64,740,000 (390,000)	業務提携先

(注) 平成28年2月8日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株を500株に株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

### 新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
中村 康一	東京都文京区	会社役員	60	7,140,000 (119,000)	特別利害関係者 等(当社取締役)
石垣 圭史	東京都足立区	会社員	95	11,305,000 (119,000)	当社従業員
金田 和也	東京都目黒区	会社員	95	11,305,000 (119,000)	当社従業員
渋谷 大	東京都江戸川区	会社員	40	4,760,000 (119,000)	特別利害関係者 等(大株主上位10 名)、当社従業員
鈴木 芳憲	東京都台東区	会社員	40	4,760,000 (119,000)	当社従業員
橋口 和弘	神奈川県川崎市麻生区	会社員	40	4,760,000 (119,000)	当社従業員
佐藤 弘樹	東京都練馬区	会社員	10	1,190,000 (119,000)	当社従業員
服部 勝哉	東京都杉並区	会社員	5	595,000 (119,000)	当社従業員
神谷 建一郎	東京都中央区	会社員	5	595,000 (119,000)	当社従業員
奥崎 強司	千葉県市川市	会社員	5	595,000 (119,000)	当社従業員
小池 繁	神奈川県横浜市港北区	会社員	5	595,000 (119,000)	当社従業員
篠原 佑太郎	愛知県名古屋市中村区	会社員	3	357,000 (119,000)	当社従業員

(注) 1. 退職により権利を喪失した者につきましては記載しておりません。  
2. 平成28年2月8日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株を500株に株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
荒井 邦彦 (注) 1, 5	東京都練馬区	914,500	30.76
株式会社K&C Company (注) 2, 5	東京都新宿区西新宿6丁目10番1号 日土地西新宿ビル8階	900,000	30.27
鈴木 伸雄 (注) 3, 5	千葉県我孫子市	150,000	5.04
石塚 辰八 (注) 5, 6	東京都清瀬市	145,000	4.88
三井住友信託銀行株式会社 (注) 5	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	134,000	4.51
大同生命保険株式会社(注) 5	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	83,000	2.79
石垣 圭史 (注) 6	東京都足立区	80,500 (47,500)	2.71 (1.60)
金田 和也 (注) 6	東京都目黒区	80,500 (47,500)	2.71 (1.60)
渋谷 大 (注) 5, 6	東京都江戸川区	58,000 (20,000)	1.95 (0.67)
西武信用金庫 (注) 5	東京都中野区中野2丁目29番10号	50,000	1.68
多摩信用金庫 (注) 5	東京都立川市曙町2丁目8番28号	50,000	1.68
中村 康一 (注) 3	東京都文京区	44,000 (30,000)	1.48 (1.01)
山梨中銀経営コンサルティング 株式会社 (注) 5	山梨県甲府市丸の内1丁目20番8号	37,500	1.26
鈴木 芳憲 (注) 6	東京都台東区	37,500 (20,000)	1.26 (0.67)
橋口 和弘 (注) 6	神奈川県川崎市麻生区	37,500 (20,000)	1.26 (0.67)
横浜信用金庫	神奈川県横浜市中区尾上町2丁目16番1号	12,500	0.42
株式会社名古屋銀行	愛知県名古屋市中区錦3丁目19番17号	12,500	0.42
相川 未薫 (注) 6	東京都港区	12,000	0.40
佐藤 弘樹 (注) 6	東京都練馬区	10,000 (5,000)	0.34 (0.17)
寿藤 聡 (注) 4	神奈川県川崎市中原区	7,500	0.25
荒木 二郎 (注) 4	東京都新宿区	7,500	0.25
大村 健	東京都渋谷区	7,500	0.25
株式会社アンビシャスライフ コンサルティング	北海道札幌市中央区南四条西6丁目 晴ばれビル5階	7,500	0.25
税理士法人プロネット	福岡県福岡市博多区東比恵2丁目7番14号	7,500	0.25
吉本 和巨	香川県高松市	7,500	0.25
竹村 聡	奈良県香芝市	7,500	0.25
阿部 仁紀	宮城県仙台市青葉区	7,500	0.25
小野寺 明則	北海道札幌市白石区	7,500	0.25
伊藤 洋之	千葉県千葉市若葉区	7,500	0.25

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
武藤 剛	神奈川県鎌倉市	7,500	0.25
畑中 孝介	東京都江戸川区	7,500	0.25
奥崎 強司 (注)6	千葉県市川市	7,500 (2,500)	0.25 (0.08)
今城 彰	神奈川県逗子市	5,000	0.17
有限会社コア・クリエイト	長野県上田市古里692番地2	5,000	0.17
服部 勝哉 (注)6	東京都杉並区	5,000 (2,500)	0.17 (0.08)
小池 繁 (注)6	神奈川県横浜市港北区	5,000 (2,500)	0.17 (0.08)
神谷 建一郎 (注)6	東京都中央区	5,000 (2,500)	0.17 (0.08)
篠原 佑太郎 (注)6	愛知県名古屋市中村区	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
倉橋 晃恵 (注)6	東京都渋谷区	500	0.02
計	—	2,973,500 (201,500)	100.00 (6.78)

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)  
2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役の資産管理会社)  
3. 特別利害関係者等(当社の取締役)  
4. 特別利害関係者等(当社の監査役)  
5. 特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)  
6. 当社の従業員  
7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
8. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。



# 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社ストライク  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚 原 克 哲 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 義 仁 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライクの平成25年9月1日から平成26年8月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライクの平成26年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社ストライク  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚 原 克 哲 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 義 仁 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライクの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライクの平成27年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年5月10日

株式会社ストライク  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚 原 克 哲 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 義 仁 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライクの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第20期事業年度の第2四半期会計期間(平成27年12月1日から平成28年2月29日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年9月1日から平成28年2月29日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ストライクの平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

